

**プラクティス
刑事裁判
(別冊)**

平成 30 年 9 月
司法研修所刑事裁判教官室

注 意

証人尋問の一部に、医学的な情報が含まれている（藤本和男証人）が、その正確性について専門的な検証を経ていないことに留意されたい。

全1冊のうち第1冊		丁～ 丁		事件報告		受・経・結		期日				
押収番号		平成29年押第66号		□録音体送付 (□有 ・ □無						月	日	時間
刑事第一審訴訟事件記録				単 独 ・ 合 議				8	8	10:00		
				裁判官	田中・菊池・矢口			8	18	15:00		
水戸地方裁判所刑事部				書記官	茂 本 広 二			9	4	11:30		
				検察官	山 田 昌 史			10	16	10:00		
			青 山 優 子			10	17	10:00				
事 件 番 号				起訴月日	起訴状送達日		10	18	15:00			
		平成29年(わ)第515号		6月30日	7月1日							
		平成 年()第 号		月 日	月 日							
		平成 年()第 号		月 日	月 日							
		平成 年()第 号		月 日	月 日							
事 件 名	殺人未遂											
	銃砲刀剣類所持等取締法違反											
被 告 人	二勾留車 保釈中					収容場所						
	西 村 伸 也					<input checked="" type="checkbox"/> 茨城県水戸警 <input type="checkbox"/> 刑 <input checked="" type="checkbox"/> 水戸 拘						
弁 護 人	<input checked="" type="radio"/> 要 <input type="radio"/> 否	私 ・ 国	(主任) 中 島 静 香									
			立 石 達 雄									
通 訳 人												

(手続確認メモ, 押収物総目録, 保管金受払票 (甲) 及び訴訟費用明細書
省略)

第 1 分 類



起 訴 状

平成29年6月30日

水戸地方裁判所 殿

水戸地方検察庁

検察官 検事 山 田 昌 史 ⑨

下記被告事件につき公訴を提起する。

記

本 籍 埼玉県熊谷市大久保町6丁目701番地
住 居 不 定
職 業 無 職

勾留中 西 村 伸 也
昭和41年1月16日生

公 訴 事 実

被告人は、平成29年6月9日午後11時43分頃、水戸市本田町7丁目8番9号所在のペDESTリアンデッキにおいて、

第1 木田信二（当時35歳）に対し、殺意をもって、その腹部を包丁（刃体の長さ約16センチメートル）で1回突き刺したが、同人に全治まで約1か月間を要する腹部刺創、腹腔内出血、小腸損傷及び出血性ショックの傷害を負わせたにとどまり、死亡させるに至らなかった

第2 業務その他正当な理由による場合でないのに、前記包丁1丁を携帯したものである。

罪 名 及 び 罰 条

第1 殺人未遂 刑法203条, 199条
第2 銃砲刀剣類所持等取締法違反 同法31条の18第3号, 22条

(省略書類)

- 1 郵便送達報告書(起訴状謄本分)
- 2 銃砲刀剣類所持等取締法違反被告事件の審理及び裁判を裁判員の参加する刑事裁判に関する法律2条1項の合議体で行う旨の決定書
- 3 弁論併合に係る決定書
- 4 銃砲刀剣類所持等取締法違反被告事件につき公判前整理手続に付することに係る意見聴取書及び殺人未遂、銃砲刀剣類所持等取締法違反被告事件につき同手続に付する旨の決定書

電 話 聴 取 書

事件番号 平成29年(わ)第515号
被告人 西村伸也
事件名 殺人未遂，銃砲刀剣類所持等取締法違反被告事件
日時 平成29年6月30日 午前11時20分
相手方 水戸地方検察庁 検察官 青山優子
聴取者 水戸地方裁判所刑事部 裁判所書記官 茂本広二 ㊟

要 旨

上記被告事件について、証明予定事実記載書及び証明予定事実を証明するために用いる証拠の取調べ請求書の提出期限を平成29年7月14日と定めることに異議はない。

以 上

電 話 聴 取 書

事件番号、被告人、事件名(省略)
日時 平成29年6月30日 午前11時30分
相手方 弁 護 人 中島静香，立石達雄
聴取者 水戸地方裁判所刑事部 裁判所書記官 茂本広二 ㊟

要 旨

上記被告事件について、証明予定事実記載書及び証明予定事実を証明するために用いる証拠の取調べ請求書の提出期限を平成29年7月14日と定めることに異議はない。

以 上

決 定

被 告 人 西 村 伸 也

被告人に対する殺人未遂，銃砲刀剣類所持等取締法違反被告事件について，当裁判所は，次のとおり決定する。

主 文

検察官による証明予定事実記載書及び証明予定事実を証明するために用いる証拠を請求する期限を平成29年7月14日と定める。

平成29年6月30日

水戸地方裁判所刑事部

裁判長裁判官 田 中 良 子 ⑩

裁 判 官 菊 池 健 吾 ⑩

裁 判 官 矢 口 由 美 ⑩

平成29年6月30日	検察官 被告人	〔両名〕 ・ 弁護士 ・ 申出人 に通知済	⑩
------------	------------	-----------------------------	---

証明予定事実記載書

平成29年7月14日

水戸地方裁判所刑事部 殿

水戸地方検察庁

検察官 検事 山 田 昌 史 ⑩

検察官 検事 青 山 優 子 ⑩

被告人西村伸也に対する殺人未遂，銃砲刀剣類所持等取締法違反被告事件につき，検察官が証拠により証明しようとする事実は，下記のとおりである。

記

	証拠関係
第1 犯行に至る経緯	
1 被告人は，かつて同僚として同じ会社で働いていた木田信二（以下「被害者」という。）に対し，不快感を募らせ憤りの心情を抱いていた。	甲1，乙1，2
2 被告人は，平成29年6月9日夜，被害者の知人でもある立浪光浩宅で飲酒をしていたところ，被害者のことが話題に上り，以前から抱いていた被害者に対する憤りが高まった。そこで，被告人は，被害者に一言文句を言ってやろうと思い，被害者と電話で話し始めるや，たちまち被害者との間で口論となった。	甲1，2，乙2
3 被告人は，その電話を切った後，立浪宅の台所から，刃体の長さ約16センチメートルの包丁1丁（以下「本件包丁」という。）を持ち出し，自らの着衣の下に隠し持って，被害者が普段からよく酒を飲んでいてJR水戸駅付近の本件犯行現場に向かった。	甲3～5，乙2
第2 犯行状況等	甲1～9，乙2
被告人は，本件犯行現場に到着し，ベンチ付近に立っていた被害者を見つけると，そのそばに近づいた。被告人は，被害者に近づくと，いきなり被害者から「お前になんか用はない。」などと言われ，とっさに，隠していた本件包丁を右手で取り出し，正対した被害者の腹部をめがけてそのまま右手を前に突き出し，被害者の腹部を突き刺した。	
被害者は，傷口から腸が出て出血が止まらなくなり，出血性ショックの状態を起こして，生死の間をさまよった。	
第3 殺意を推認させる事実	
以下の事実によれば，被告人が，被害者の腹部に本件包丁を突き刺した時点で殺意を有していたことが推認できる。	
1 被告人は，刃体の長さ約16センチメートルの鋭利な包丁を，そのようなものであると認識しつつ，隠していた着衣から右手で取り出し，正対した被害者の腹部をめがけて突き刺した。	甲1，2，4～7，乙2
2 前記1の結果，被害者は，約10センチメートルから約15センチ	甲1，7～9

メートルの深さの腹部刺創，小腸損傷の傷を負った。	甲 1, 2 , 乙
3 犯行当時，被告人は，被害者に対して憤激していた。	1, 2
すなわち，前記第1の1及び2のとおり，被告人は，本件犯行現場に向かう際，被害者に憤りの心情を抱いていたもので，直前に被害者と電話で口論となった際には，被害者に侮辱的な言葉をかけられて更に感情を高ぶらせ，首を洗って待ってろなどと怒鳴り，電話を切った。	
第4 被告人の身上，被害者の処罰感情及びその他の情状関連事項等 以 上	甲1, 乙1, 3

[受付日付印省略]

口 頭 聴 取 書

事件番号 平成29年(わ)第515号
被告人 西村伸也
事件名 殺人未遂，銃砲刀剣類所持等取締法違反被告事件
日時 平成29年7月21日 午前10時20分
場所 水戸地方裁判所刑事部評議室
相手方 水戸地方検察庁 検 察 官 青 山 優 子
聴取者 水戸地方裁判所刑事部 裁判所書記官 茂 本 広 二 ⑩

要 旨

上記被告事件について，弁護人の予定主張を明らかにすべき期限及び検察官請求証拠に対する意見を明らかにすべき期限を平成29年8月4日と定めることに異議はない。

以 上

口 頭 聴 取 書

事件番号，被告人，事件名（省略）
日時 平成29年7月21日 午前10時20分
場所 水戸地方裁判所刑事部評議室
相手方 主任弁護人 中 島 静 香， 弁護人 立 石 達 雄
聴取者 水戸地方裁判所刑事部 裁判所書記官 茂 本 広 二 ⑩

要 旨

上記被告事件について，弁護人の予定主張を明らかにすべき期限及び検察官請求証拠に対する意見を明らかにすべき期限を平成29年8月4日と定めることに異議はない。

以 上

決 定

被 告 人 西 村 伸 也

被告人に対する殺人未遂，銃砲刀剣類所持等取締法違反被告事件について，当裁判所は，次のとおり決定する。

主 文

弁護人の予定主張を明らかにすべき期限及び検察官請求証拠に対する意見を明らかにすべき期限を平成29年8月4日と定める。

平成29年7月21日

水戸地方裁判所刑事部

裁判長裁判官 田 中 良 子 ⑩

裁 判 官 菊 池 健 吾 ⑩

裁 判 官 矢 口 由 美 ⑩

平成29年7月21日	検察官 被告人	主任 ・ 弁護人 ・ 申出人 に通知済	⑩
------------	------------	---------------------------	---

平成29年(わ)第515号

決 定

被 告 人 西 村 伸 也

被告人に対する殺人未遂，銃砲刀剣類所持等取締法違反被告事件について，第1回公判前整理手続期日を平成29年8月8日午前10時と指定する。

平成29年7月21日

水戸地方裁判所刑事部

裁判長裁判官 田 中 良 子 ㊞

平成29年7月21日	検察官 被告人	主任 ・ 弁護人 ・ 申出人 に通知済	㊞
------------	------------	---------------------------	---

予定主張記載書面 (1)

平成29年7月24日

水戸地方裁判所刑事部 御中

被 告 人	西	村	伸	也
主任弁護人	中	島	静	香 印
弁 護 人	立	石	達	雄 印

弁護人が公判期日においてすることを予定している主張は、以下のとおりである。

第1 公訴事実に対する主張

公訴事実記載の日時場所で、被告人の所持していた包丁が被害者の腹部に刺さり、そのために、被害者が公訴事実記載の傷害を負った。その際、被告人には、被害者が刃に触って多少のけがをするかもしれないという程度の気持ちはあったが、殺意はなかった。

第2 犯行に至る経緯に対する主張

被告人は、被害者と同じ会社で働いていた頃から、被害者との折り合いが悪く、被害者の言動にかねて不快感を募らせていた。被告人は、平成29年5月上旬頃には、些細なことで被害者と殴り合いのけんかとなり、被害者から鉄パイプで殴打されるということもあった。本件当日、被告人は、直前の電話で被害者に侮辱的な言葉をかけられ、被害者に対する憤りの心情を高ぶらせて本件現場に向かったが、その際、上記のとおり以前のけんかで、被害者から鉄パイプで殴打されたことを思い出し、被害者と再びけんかとなった場合に、被害者を脅すのに使おうと考え、包丁を持ち出して行ったものである。

以 上

[受付日付印省略]

予定主張記載書面（2）

平成29年8月3日

水戸地方裁判所刑事部 御中

被 告 人	西	村	伸	也
主任弁護人	中	島	静	香 印
弁 護 人	立	石	達	雄 印

弁護人が公判期日においてすることを予定している主張は，以下のとおりである。

第1 殺意を推認させる事実に対する主張

被告人は，被害者の腹部をめがけて包丁を突き刺したわけではない。被告人は，被害者に「お前になんか用はない。」などと言われたことから，被害者を脅すため，多少けがをさせてしまうかもしれないとは思いつつ，体と腕の間を狙って，包丁を突き出したところ，直前で，被害者が被告人の腕をつかんできたために，包丁の向きが変わり，偶然，包丁が被害者の腹部中央に斜めに刺さってしまったものである。

なお，これにより被害者の腹部に生じた創傷の深さが10センチメートルから15センチメートルであったことについては争う。

第2 被告人の反省及び更生環境（証人成瀬竜也）

以 上

[受付日付印省略]

平成 29 年(わ)第 5 1 5 号		裁判長(官) 認 印	印
第 1 回 公 判 前 整 理 手 続 調 書 (手続)			
被 告 人 氏 名	西 村 伸 也		出 頭
被 告 事 件 名	殺人未遂, 銃砲刀剣類所持等取締法違反		

公判前整理手続をした年月日 平成 29 年 8 月 8 日
 公判前整理手続をした場所 水戸地方裁判所第 201 号法廷
 公判前整理手続をした裁判所 水戸地方裁判所刑事部
 裁判長 裁判官 田 中 良 子
 裁 判 官 菊 池 健 吾
 裁 判 官 矢 口 由 美
 裁判所書記官 茂 本 広 二
 出頭した検察官 山田昌史, 青山優子
 出頭した弁護士 (主任) 中島静香, 立石達雄
 人定質問

氏 名 西 村 伸 也 (にしむら しんや)
 住 居 水戸市光和町 4 丁目 5 番 6 号成瀬竜也方
 生年月日, 職業及び本籍は, 起訴状記載のとおり

争点の整理に関する事項
 証明予定事実等

山田検察官

検察官の立証構造等を次のとおり整理する。

- 1 本件殺意を立証するための間接事実は, 証明予定事実記載書第 3 の 1 の事実である。
- 2 この間接事実を推認させる, さらなる間接事実(いわゆる再間接事実)として, 次の 2 点を挙げる。
 - (1) 被告人が, 右手に本件包丁を持ち, 正対した被害者の腹部の方向へその右手をそのまま前に突き出し, 本件包丁が, 被害者の腹部に刺さった。
 - (2) 被害者が, 前記(1)により, 約 10 センチメートルから約 15 センチメートルの深さの腹部刺創, 小腸損傷の傷を負った。
- 3 なお, 証明予定事実記載書第 3 の 3 の事実は, 前記 2 (1) の事実に関する木田証人の供述の信用性を支える補助事実となると考える。被害者から以前鉄パイプで殴打された点を含め, 弁護人の予定主張記載書面(1)の第 2 に書かれた事実経過は, 検察官としても概ねそのとおりと考えるが, これらの事情も合わせて木田証人の供

述の信用性を支えるものとする。

主任弁護人

予定主張記載書面（１）第２記載の事情は、本件犯行現場で、被害者に「お前になんか用はない。」と言われた経緯と合わせ、被告人がいきなり被害者の腹部をめがけて刺す行為をするはずがないことを基礎付けるから、木田証人の供述の信用性を弾劾する補助事実となる。また、この事実は、重要な情状事実としても主張する。

今後の進行について

検察官請求証拠

山田検察官

同意のあった甲第３号証を抄本化し、甲第５、第６号証を統合し、甲第７、第９号証も統合し、再請求する。

弁護人請求証拠

主任弁護人

情状証人を次回期日までに請求する。

指定告知した次回期日

平成２９年８月１８日午後３時００分

平成２９年８月８日

水戸地方裁判所刑事部

裁判所書記官

茂

本

広

二

印

平成 29 年(わ)第 5 1 5 号		裁判長(官) 認 印	㊟
第 2 回 公 判 前 整 理 手 続 調 書 (手続)			
被 告 人 氏 名	西 村 伸 也		出 頭
被 告 事 件 名	殺人未遂, 銃砲刀剣類所持等取締法違反		

公判前整理手続をした年月日 平成 29 年 8 月 18 日
 公判前整理手続をした場所 水戸地方裁判所第 201 号法廷
 公判前整理手続をした裁判所 水戸地方裁判所 刑事部
 裁判長 裁判官 田 中 良 子
 裁 判 官 菊 池 健 吾
 裁 判 官 矢 口 由 美
 裁判所書記官 茂 本 広 二
 出頭した検察官 山田昌史, 青山優子
 出頭した弁護士 (主任) 中島静香, 立石達雄
 証拠調べ等

証拠等関係カード記載のとおり

被害者参加について

山田検察官

被害者に意向を確認したが, 被害者参加するつもりはないということであった。

裁判員等選任手続について

裁判員等選任手続に関する決定

裁 判 長

本件について, 2 人の補充裁判員を置く。

本件について, 呼び出すべき裁判員候補者の員数を 70 人と定める。

指定した裁判員等選任手続期日

平成 29 年 10 月 13 日午後 2 時 00 分

指定告知した期日

公判期日

平成 29 年 10 月 16 日午前 10 時 00 分

平成 29 年 10 月 17 日午前 10 時 00 分

公判前整理手続期日

平成 29 年 9 月 4 日午前 11 時 30 分

平成 29 年 8 月 18 日

水戸地方裁判所 刑事部

裁判所書記官 茂 本 広 二 ㊟

平成 2 9 年 (わ) 第 5 1 5 号		裁判長 (官) 認 印	㊟
第 3 回 公 判 前 整 理 手 続 調 書 (手続)			
被 告 人 氏 名	西 村 伸 也		出 頭
被 告 事 件 名	殺人未遂, 銃砲刀剣類所持等取締法違反		

公判前整理手続をした年月日 平成 2 9 年 9 月 4 日
 公判前整理手続をした場所 水戸地方裁判所第 2 0 1 号法廷
 公判前整理手続をした裁判所 水戸地方裁判所刑事部
 裁判長 裁判官 田 中 良 子
 裁 判 官 菊 池 健 吾
 裁 判 官 矢 口 由 美
 裁判所書記官 茂 本 広 二
 出頭した検察官 山田昌史, 青山優子
 出頭した弁護士 (主任) 中島静香, 立石達雄
 証拠調べ等

証拠等関係カード記載のとおり

争点及び証拠の整理の結果の確認

裁 判 長

争点整理の結果

本件の争点は、次のとおりである。

① 殺意の有無について

本件の主な争点は、被告人が殺意を有していたか否か、すなわち、被告人が、包丁を被害者の身体に突き出した際、その行為が被害者の死ぬ危険性の高いものであることを分かっていたか否かである。

この点、検察官は、概要、被告人は、殺傷能力の高い包丁という凶器を使用して、正対している被害者の腹部をめがけていきなり突き刺し、約 1 0 センチメートルから約 1 5 センチメートルの深さの傷害を負わせたもので、このような行為態様等からは、このとき、被告人が、自己の行為につき被害者の死ぬ危険性の高いものであることを分かっていたことは明らかであると主張する。

他方、弁護人は、概要、被告人は、被害者を脅迫するつもりで包丁を突き出したところ、その際、被害者が被告人の腕をつかむなどしたため、このような被害者自身の行為とも相まって、偶然包丁が被害者の腹部に刺さってしまっただけであり、このとき、被告人が、自己の行為につき被害者の死ぬ危険性の高いものであるとは分かっていたいなかったと主張する。

② 量刑について

検察官は、量刑事情として、本件が殺人未遂罪であることを前提に、被告人が、知人である被害者とのけんかにおいて、衝動的に被害者を刃物で突き刺し、けがを負わせたという類型の事件と捉えた上で、傷害結果が重いことや犯行に至る経緯に特に酌量すべき事情がないことなどを主張する。

他方、弁護人は、本件が傷害罪であることを前提に、傷害結果が重くなったのには犯行時の被害者の動きが影響していることや犯行に至る経緯に酌むべき事情があることなどを主張する。

証拠の整理の結果

証拠等関係カード記載のとおり

山田検察官及び主任弁護人

上記の結果に相違はない。

裁判員等選任手続期日について

山田検察官及び主任弁護人

裁判員等選任手続期日で用いる当日質問票において、別紙1記載の質問事項以外に質問することを求める事項はない。

裁判員等選任手続期日で用いる事案の概要については、別紙2「事件の概要」を配布することに異議はない。

公判審理の予定に関する事項

記録媒体への記録について

山田検察官及び主任弁護人

裁判員法65条1項本文により、訴訟関係人の尋問等を記録媒体に記録することについて、異議はない。

裁 判 長

裁判員法65条1項本文により、訴訟関係人の尋問等を記録媒体に記録する旨決定

公判の審理予定

裁 判 長

公判の審理予定は、別紙3「審理予定」のとおり

先に指定告知済みの公判期日

平成29年10月16日午前10時00分

平成29年10月17日午前10時00分

平成29年9月4日

水戸地方裁判所刑事部

裁判所書記官 茂 本 広 二 ㊞

別紙 1

質 問 票 (当 日 用)

【下記の□について、いずれかにチェックをし、質問に回答してください。】

問 1 あなたは、被告人又は被害者と関係があったり、事件の捜査に関与したりするなど、この事件と特別の関係がありますか。

ある ない

ある場合は、その内容を具体的にお書きください。

()

問 2 辞退の申立て、この事件について公平な裁判をする上で支障となる事情、そのほか裁判所に伝えておきたいことはありますか。

ある ない

ある場合は、その内容を簡潔にお書きください。

()

辞退を希望する 辞退は希望しない

平成 年 月 日

お名前 (御署名) _____

別紙 2 事 件 の 概 要

1 被告人について

氏 名 : 西 村 伸 也 (昭和 4 1 年 1 月 1 6 日 生)

2 事件の内容について

被告人は、以下の内容で起訴されました。

殺 人 未 遂, 銃 刀 法 違 反 事 件

【日時】 平成 2 9 年 6 月 9 日 午後 1 1 時 4 3 分 頃

【場所】 水戸駅のペDESTリアンデッキ

【内容】 木田信二さん（当時 3 5 歳）に対し、殺意をもって、
腹部を出刃包丁で突き刺したが、けがを負わせるにとどま
った。

その際、正当な理由がないのにその包丁を携帯していた。

別紙 3

審 理 予 定

1日目(第1回公判期日)	
10月16日(月)	
午前10時～	冒頭手続
	検察官冒頭陳述
	弁護人冒頭陳述
	公判前整理手続の結果顕出
	検察官の請求した書証の取調べ
	被害者木田信二の証人尋問
午後1時30分～	目撃者井上智久の証人尋問
	医師藤本和男の証人尋問
	被告人質問
2日目(第2回公判期日)	
10月17日(火)	
午前10時～	検察官の請求した書証の取調べ
	情状証人成瀬竜也の証人尋問
	被告人質問
	検察官の意見(論告)
	弁護人の意見(弁論)
	被告人の最終陳述
午前11時15分～	評議
3日目(第3回公判期日)	
10月18日(水)(予定)	
午前10時～	評議
午後3時～	判決宣告

平成29年(わ)第515号		裁判長(官) 認 印	印
第 1 回 公 判 調 書 (手続)			
被 告 人 氏 名	西 村 伸 也		出 頭
被 告 事 件 名	殺人未遂, 銃砲刀剣類所持等取締法違反		

公判をした年月日 平成29年10月16日
 公判をした裁判所 水戸地方裁判所刑事部
 裁判長裁判官 田 中 良 子
 裁 判 官 菊 池 健 吾
 裁 判 官 矢 口 由 美
 裁 判 員 1 な い し 6
 補 充 裁 判 員 1 及 び 2
 裁 判 所 書 記 官 茂 本 広 二
 検 察 官 山 田 昌 史, 青 山 優 子
 出 頭 し た 弁 護 人 (主任) 中 島 静 香, 立 石 達 雄
 出 頭 し た 証 人 木 田 信 二, 井 上 智 久, 藤 本 和 男
 人定質問

氏 名 西 村 伸 也
 住 居 水戸市光和町4丁目5番6号成瀬竜也方
 職 業 解体業作業員

生年月日及び本籍は、起訴状記載のとおり

被告事件に対する陳述

被 告 人

起訴状には殺意をもってとありますが、殺意はありませんでした。被害者に大けがをさせるつもりも毛頭ありませんでした。

主任弁護人

被告人が述べたとおり、被告人に殺意はありませんでした。本件は、殺人未遂事件ではなく、傷害事件です。銃砲刀剣類所持等取締法違反は争いません。

検察官の冒頭陳述

山田検察官

別紙「はじめに」と題する書面記載のとおり

弁護人の冒頭陳述

主任弁護人

別紙「冒頭陳述」と題する書面記載のとおり

公判前整理手続の結果を明らかにする手続

裁 判 長

第3回公判前整理手続調書の要旨を告げた。

証拠調べ等

証拠等関係カード記載のとおり

先に指定告知済みの次回期日

平成29年10月17日午前10時00分

平成29年10月19日

水戸地方裁判所刑事部

裁判所書記官 茂 本 広 二 ⑩

はじめに

検 察 官

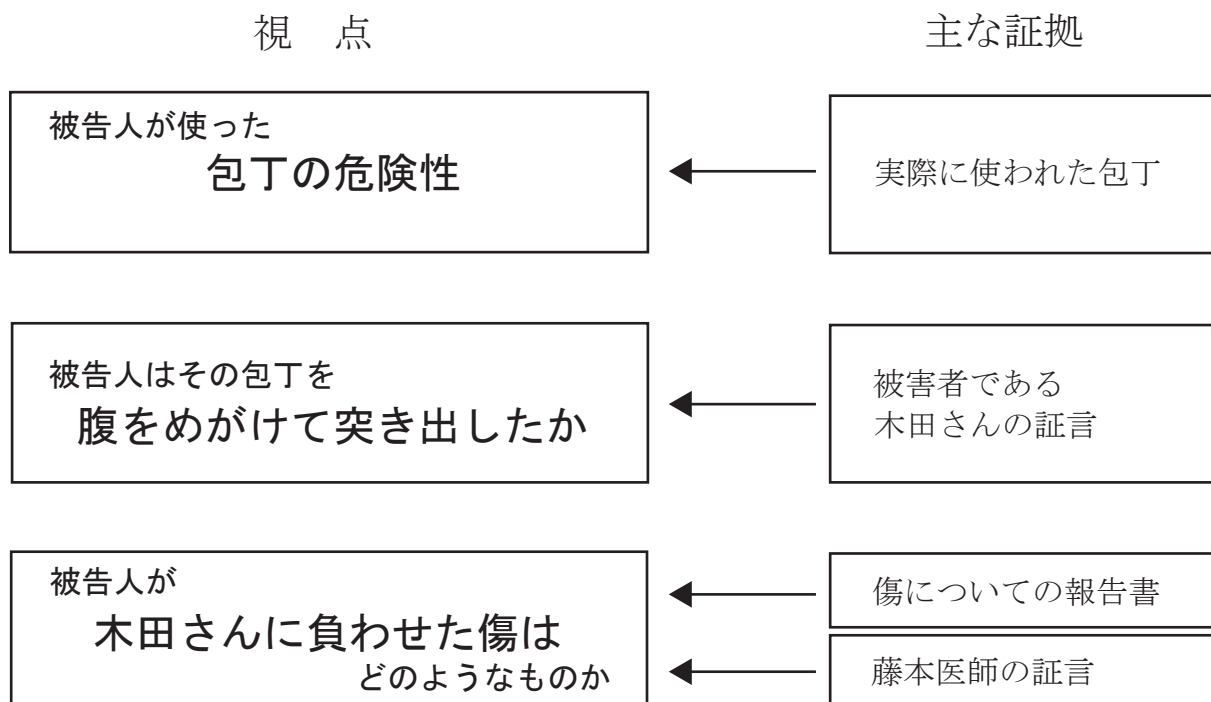
起訴している事実のあらまし

- 被告人は、被害者木田信二さんからばかにされて、かっとなり、とっさに殺意を生じた。
- 木田さんの腹を包丁で突き刺したが、けがをさせただけで、殺すには至らなかった。

皆さんに判断していただきたいこと 被告人に「殺意」があったか

- 「人が死ぬ危険性が高い行為を、そのような行為であると分かって行った」場合であれば、殺意があったといえる。

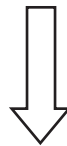
その判断のためによく見ていただきたいこと



殺意について

西村伸也さんに殺意はありません。

西村さんは、木田さんの体と腕の間を狙って包丁を突き出したが、木田さんが西村さんの腕をつかんできたので、偶然にも、包丁が木田さんのおなかに刺さってしまった。



証拠調べでよく聞いていただきたいこと

西村さん、木田さんの話

- ・・・どのようにして刺さったのか
- ・・・どうして包丁を突き出したのか

事件に対する西村さんの気持ちなど

平成 2 9 年 (わ) 第 5 1 5 号		裁判長 (官) 認 印	㊟
第 2 回 公 判 調 書 (手続)			
被 告 人 氏 名	西 村 伸 也		出 頭
被 告 事 件 名	殺人未遂, 銃砲刀剣類所持等取締法違反		

公判をした年月日 平成 2 9 年 1 0 月 1 7 日
公判をした裁判所 水戸地方裁判所刑事部
裁判長 裁判官 田 中 良 子
裁 判 官 菊 池 健 吾
裁 判 官 矢 口 由 美
裁 判 員 1 な い し 6
補 充 裁 判 員 1 及 び 2
裁 判 所 書 記 官 茂 本 広 二
検 察 官 山 田 昌 史, 青 山 優 子
出 頭 し た 弁 護 人 (主任) 中 島 静 香, 立 石 達 雄
出 頭 し た 証 人 成 瀬 竜 也

証拠調べ等

証拠等関係カード記載のとおり

検察官の意見

山田検察官

別紙「おわりに」と題する書面記載のとおり (同書面下から4行目「懲役8年」の前に「相当法条適用の上」を挿入)

弁護人の意見

主任弁護人

別紙「最終弁論」と題する書面記載のとおり

被告人の最終陳述

申し訳ないの一言です。

指定告知した次回期日 (判決宣告)

平成 2 9 年 1 0 月 1 8 日 午後 3 時 0 0 分

平成 2 9 年 1 0 月 1 7 日

水戸地方裁判所刑事部

裁判所書記官 茂 本 広 二 ㊟

おわりに

検 察 官

被告人には殺意があった

凶器は、刃の長さが16cmで、先端が鋭利な包丁

木田さんの証言は十分に信用でき、その証言のとおり的事実が認定できる。

○木田さんに「お前になんか用はない」と言われて、近くに立っていた木田さんに、正面からいきなり包丁を突き出した。

○被告人の腕は完全に伸びきっている状態で、ほとんど刃のすべてが刺さっていた。

○木田さんは、へそ付近に少なくとも約5cmの深さの刺し傷が生じており、大量に出血してショック状態となった。

被告人は向かい合った木田さんの腹めがけて包丁を突き刺した

つまり、被告人は、殺傷能力の高い包丁を使って、木田さんの体の大事な部位をめがけて、一定の力で突き刺している。

被告人が、木田さんが死ぬ危険性が高い行為を、そのような行為であると分かって行ったことは、明らか

被告人に対する刑としては懲役 8 年が相当

- 木田さんは危うく命を落とすような傷害を負った。未遂に終わった殺人の中でも、結果は重大な部類。
- 酌むべき動機や経緯のない犯行。

最終弁論

弁護人

西村さんには殺意はありません。

西村さんの話

「木田さんが腕をつかんできたため、包丁の向きが変わり、偶然、包丁がおなかに刺さった」

- ・ 傷の状態と一致
- ・ 西村さんは、以前木田さんに鉄パイプで殴られたことがあったが、木田さんに侮辱され、木田さんをびびらせようと考えて包丁を突き出した。



信用できる。

木田さんの証言

「手を後ろに回した西村さんが近づいてきて、体を動かす余裕もなく刺された」

- ・ 傷の状態と不一致
- ・ 木田さんは、事件直後は、西村さんが手に何かを持っていたのを見たと言っていた。
- ・ 木田さんはかなり酔っていた。



信用できない。

西村さんが話すとおり、西村さんは木田さんのおなかをめがけて包丁を突き出したのではなく、包丁がおなかに刺さったのは偶然。

人が死ぬ危険性が高い行為であると分かっていなかった。

西村さんには執行猶予が相当

西村さんが負う責任は、殺人未遂罪ではなく傷害罪

- ・ 傷害の結果が重くなったのは木田さんが西村さんの腕をつかんできたことによるもの。
- ・ 西村さんが包丁を突き出したのは、木田さんの言動に触発された面があるからであり、西村さんをそれほど責められない。

平成 2 9 年 (わ) 第 5 1 5 号		裁判長 (官) 認 印	㊟
第 3 回 公 判 調 書 (手続)			
被 告 人 氏 名	西 村 伸 也		出 頭
被 告 事 件 名	殺人未遂, 銃砲刀剣類所持等取締法違反		

公判をした年月日 平成 2 9 年 1 0 月 1 8 日
 公判をした裁判所 水戸地方裁判所刑事部
 裁判長 裁判官 田 中 良 子
 裁 判 官 菊 池 健 吾
 裁 判 官 矢 口 由 美
 裁 判 員 1 な い し 6
 裁判所書記官 茂 本 広 二
 検 察 官 山 田 昌 史, 青 山 優 子
 出頭した弁護人 (主任) 中 島 静 香, 立 石 達 雄
 裁 判 長

判 決 宣 告
 平成 2 9 年 1 0 月 1 8 日
 水戸地方裁判所刑事部
 裁判所書記官 茂 本 広 二 ㊟

(判決書省略)

第 2 分 類

略 語 表

1, 2…	第1回公判, 第2回公判… 〔「期日」欄のみ〕	捜 押	捜索差押調書
前1, 前2…	第1回公判前整理手続, 第2回公判前整理手続…	記 押	記録命令付差押調書
間1, 間2…	第1回期日間整理手続, 第2回期日間整理手続…	任	任意提出書
※1, ※2…	証拠等関係カード(続)「※」欄の番号1, 2…の記載に続く	領	領置調書
決 定	証拠調べをする旨の決定	仮 還	仮還付請書
済	取調べ済み	還	還付請書
裁	裁判官に対する供述調書	害	被害届, 被害てん末書, 被害始末書, 被害上申書
検	検察官に対する供述調書	追 害	追加被害届, 追加被害てん末書, 追加被害始末書, 追加被害上申書
検 取	検察官事務取扱検察事務官に対する供述調書	答	答申書
事	検察事務官に対する供述調書	質	質取てん末書, 質取始末書, 質受始末書, 質取上申書, 質受上申書
員	司法警察員に対する供述調書	買	買受始末書, 買受上申書
巡	司法巡査に対する供述調書	始 末	始末書
麻	麻薬取締官に対する供述調書	害 確	被害品確認書, 被害確認書
大	大蔵事務官に対する質問てん末書	放 棄	所有権放棄書, 電磁的記録に係る権利放棄書
財	財務事務官に対する質問てん末書	返 還	協議返還書
郵	郵政監察官に対する供述調書	上	上申書
海	海上保安官に対する供述調書	報	捜査報告書, 捜査状況報告書, 捜査復命書
弁 録	弁解録取書	発 見	遺留品発見報告書, 置去品発見報告書
逆 送	家庭裁判所の検察官に対する送致決定書	現 認	犯罪事实现認報告書
告 訴	告訴状	写 報	写真撮影報告書, 現場写真撮影報告書
告 調	告訴調書	交 原	交通事件原票
告 発	告発状, 告発書	交原(報)	交通事件原票中の捜査報告書部分
自 首	自首調書	交原(供)	交通事件原票中の供述書部分
通 逮	通常逮捕手続書	検 調	検証調書
緊 逮	緊急逮捕手続書	実	実況見分調書
現 逮	現行犯人逮捕手続書	捜 照	捜査関係事項照会回答書, 捜査関係事項照会書, 捜査関係事項回答書
捜	捜索調書	免 照	運転免許等の有無に関する照会結果書, 運転免許等の有無に関する照会回答書, 運転免許調査結果報告書
押	差押調書	速 カ	速度違反認知カード

選 権	選挙権の有無に関する照会回答書	寄 附	贖罪寄附を受けたことの証明
診	診断書	嘆	嘆願書
治 照	交通事故受傷者の病状照会について、交通事故負傷者の治療状況照会、診療状況照会回答書、治療状況照会回答書	(贍)	贍本
検 視	検視調書	(抄)	抄本
死	死亡診断書、死体検案書	(検)	検察官
酒 力	酒酔い酒気帯び鑑識カード	(検取)	検察官事務取扱検察事務官
鑑 嘱	鑑定嘱託書	(事)	検察事務官
鑑	鑑定書	(員)	司法警察員
電 話	電話聴取書、電話報告書	(巡)	司法巡查
身	身上照会回答書、身上調査照会回答書、身上調査票、身上調査回答	(大)	大蔵事務官
戸	戸籍謄本、戸籍抄本、戸籍（全部・一部・個人）事項証明書	(財)	財務事務官
戸 附	戸籍の附票の写し	(被)	被告人
登 記	不動産登記簿謄本、不動産登記簿抄本、登記（全部・一部）事項証明書		
商登記	商業登記簿謄本、商業登記簿抄本、登記（全部・一部）事項証明書		
指	指紋照会回答票、指紋照会書回答票、指紋照会書通知書、指紋照会回答、指紋照会書回答、指紋照会回答書		
現 指	現場指紋による被疑者確認回答書、現場指紋等確認報告書		
氏 照	氏名照会回答書、氏名照会票、氏名照会記録書		
前 科	前科調書、前科照会（回答）書、前科照会書回答		
前 歴	前歴照会（回答）書		
犯 歴	犯罪経歴回答書、犯罪経歴電話照会回答書		
外 調	外国人登録（出入国）記録調査書		
判	判決書謄本、判決書抄本、調書判決謄本、調書判決抄本		
決	決定書謄本、決定書抄本		
略	略式命令謄本、略式命令抄本		
示	示談書、和解書		
受	受領書、受領証、領収書、領収証、受取書、受取証		
現 受	現金書留受領証、現金書留引受証		
振 受	振込金兼手数料受領書、振込金受領書		

証拠等関係カード(甲)

(No. 1)

(このカードは、公判期日、公判前整理手続期日又は期日間整理手続期日においてされた事項については、各期日の調書と一体となるものである。)

番号	標 目 〔供述者・作成年月日、住居・尋問時間等〕	請求 期 日	意 見		結 果		取 調 順 序	備 考
			期 日	内 容	期 日	内 容		
1	証人 木田信二 〔水戸市長友4-5-6 主尋問 20分〕 被害に至る経緯、被害状況、 処罰感情 (全)	29 ・ 7 ・ 14	29 ・ 8 ・ 3	異議なし	前 3	決 定 (26.10.16 公判喚問)		29・8・3 主任弁護人及び弁 護人 反対尋問の時間 は20分である。
					1	済	5	47
2	検 〔井上智久 29・6・27〕 犯行の目撃状況 (全)	29 ・ 7 ・ 14	29 ・ 8 ・ 3	不 同 意	1	撤 回		
3	実 〔(員)仁村陽介 29・6・12〕 犯行現場の状況 (全)	29 ・ 7 ・ 14	29 ・ 8 ・ 3	同 意	前 3	撤 回		
4	出刃包丁 1丁 〔平成29年水地領第1234号 符号1〕 凶器の存在及び形状 (全)	29 ・ 7 ・ 14	29 ・ 8 ・ 3	異議なし	前 3	決 定		平成29年押第66 号の1
					1	済・領置	2	
5	実 〔(巡)和田直之 29・6・20〕 凶器の形状等 (全)	29 ・ 7 ・ 14	29 ・ 8 ・ 3	同 意	前 3	撤 回		

(被告人一名用)

(被告人 西村伸也)

証拠等関係カード (甲)

(No. 2)

(このカードは、公判期日、公判前整理手続期日又は期日間整理手続期日においてされた事項については、各期日の調書と一体となるものである。)

番号	標 目 〔供述者・作成年月日、住居・尋問時間等〕	請求 期 日	意 見		結 果		取 調 順 序	備 考
			期 日	内 容	期 日	内 容		
6	実 〔(巡) 和田直之 29・6・23〕 被害者の着衣の破損状況 (第1)	29 ・ 7 ・ 14	29 ・ 8 ・ 3	同 意	前 3	撤 回		編てつ箇所
7	実 〔(事) 前田正人 29・7・10〕 被害者の負傷状況等 (第1)	29 ・ 7 ・ 14	29 ・ 8 ・ 3	同 意	前 3	撤 回		
8	検 〔藤本和男 29・6・26〕 同上 (第1)	29 ・ 7 ・ 14	29 ・ 8 ・ 3	不 同 意	1	撤 回		
9	診 〔藤本和男 29・6・20〕 同上 (第1)	29 ・ 7 ・ 14	29 ・ 8 ・ 3	同 意	前 3	撤 回		
10	実 (抄) 〔(員) 仁村陽介 29・6・12〕 犯行現場の状況 (全)	29 ・ 8 ・ 15	前 2	同 意	前 3 1	決 定 済	1	37

(被 告 人 一 名 用)

(被告人 西村 伸也)

証 拠 等 関 係 カ ー ド (甲)

(No. 3)

(このカードは、公判期日、公判前整理手続期日又は期日間整理手続期日においてされた事項については、各期日の調書と一体となるものである。)

番号	標 目 〔供述者・作成年月日、住居・尋問時間等〕	請求 期 日	意 見		結 果			備 考
			期 日	内 容	期 日	内 容	取 調 順 序	
1 1	報 〔(検)青山優子 29・8・13〕 凶器の形状及び被害者の着衣 の破損状況 (全)	29 ・ 8 ・ 15	前 2	同 意	前 3	決 定		編てつ箇所 3 9
					1	済	3	
1 2	報 〔(検)青山優子 29・8・13〕 被害者の負傷状況 (第1)	29 ・ 8 ・ 15	前 2	同 意	前 3	決 定		4 2
					1	済	4	
1 3	証人 井上智久 〔水戸市深井2-2-3 主尋問15分〕 犯行の目撃状況 (全)	29 ・ 8 ・ 15	前 2	異議なし	前 3	決 定 (29.10.16 公判喚問)		前2 主任弁護人 反対尋問の時間 は10分である。 5 2
					1	済	6	
1 4	証人 藤本和男 〔(省略) 主尋問15分〕 被害者の負傷状況等 (第1)	29 ・ 8 ・ 15	前 2	異議なし	前 3	決 定 (29.10.16 公判喚問)		前2 主任弁護人 反対尋問の時間 は10分である。 5 6
					1	済	7	

(被 告 人 一 名 用)

(被告人 西村伸也)

証拠等関係カード (乙)

(No. 1)

(このカードは、公判期日、公判前整理手続期日又は期日間整理手続期日においてされた事項については、各期日の調書と一体となるものである。)

番号	標 目 〔供述者・作成年月日、住居・尋問時間等〕	請求		意 見		結 果		備 考
		期 日	期 日	内 容	期 日	内 容	取調順序	
1	員 〔(被) 29・6・10〕 被告人の身上、経歴 ()	29 ・ 7 ・ 14	29 ・ 8 ・ 4	同 意	前 3	撤 回		編てつ箇所
2	検 〔(被) 29・6・28〕 被告人が被害者の腹に包丁を 刺した状況 (全)	29 ・ 7 ・ 14	29 ・ 8 ・ 4	同 意	前 3	撤 回		
3	戸 (戸附添付) 〔埼玉県熊谷市長 29・6・14〕 被告人の身上 ()	29 ・ 7 ・ 14	29 ・ 8 ・ 4	同 意	前 3 2	決 定 済	1	4 4
	〔 〕 ()							
	〔 〕 ()							

(被
告
人
一
名
用
)

(被告人 西村 伸也)

証 拠 等 関 係 カ ー ド

(No. 1)

(このカードは、公判期日、公判前整理手続期日又は期日間整理手続期日においてされた事項については、各期日の調書と一体となるものである。)

番号	標 目 〔供述者・作成年月日、住居・尋問時間等〕	請求 期 日	意 見		結 果		備 考 編てつ箇所
			期 日	内 容	期 日	内 容	
1	証人 成瀬竜也 〔水戸市光和田町 4-5-6 主尋問 5分〕 今後の監督等 ()	29 ・ 8 ・ 15	前 2	異議なし	前 3	決 定 (29.10.17 公判喚問)	
	〔 〕 ()				2	済	2
	〔 〕 ()						
	〔 〕 ()						
	〔 〕 ()						
	〔 〕 ()						
	〔 〕 ()						

67

(被
告
人
一
名
用
)

(被告人)

証 拠 等 関 係 カ ー ド

(No. 1)

(このカードは、公判期日、公判前整理手続期日又は期日間整理手続期日においてされた事項については、各期日の調書と一体となるものである。)

番号	標 目 〔供述者・作成年月日、住居・尋問時間等〕 立 証 趣 旨 (公 訴 事 実 の 別)	請 求 期 日	意 見		結 果		備 考 編てつ箇所
			期 日	内 容	期 日	内 容	
1	(被)						
	〔 〕						
	()				1	施 行	8
							60
2	(被)						
	〔 〕						
	()				2	施 行	3
							69
	〔 〕						
	()						
	〔 〕						
	()						
	〔 〕						
	()						

(被 告 人 一 名 用)

(被告人)

(検察官兩名作成の平成29年7月14日付け証拠調べ請求書 省略)

平成29年(わ)第515号 殺人未遂, 銃砲刀剣類所持等取締法違反被告事件

証 拠 意 見 書

平成29年8月3日

水戸地方裁判所刑事部 御中

被 告 人 西 村 伸 也
主任弁護人 中 島 静 香 印
弁 護 人 立 石 達 雄 印

検察官請求証拠に対する意見

- 1 甲1 異議なし (反対尋問の時間の見込みは20分である。)
- 2 甲2 不同意
- 3 甲3 同意 (不必要な部分が多くあるので, 統合又は抄本化されたい。)
- 4 甲4 異議なし
- 5 甲5 同意 (不必要な部分が多くあるので, 統合又は抄本化されたい。)
- 6 甲6 同意 (同上)
- 7 甲7 同意 (同上)
- 8 甲8 不同意
- 9 甲9 同意
- 10 乙1 同意 (審理に必要な内容は, 被告人質問において供述する予定である。)
- 11 乙2 同意 (同上)
- 12 乙3 同意

[受付日付印省略]

(検察官兩名作成の平成29年8月15日付け証拠調べ請求書 省略)

(主任弁護人及び弁護人作成の同日付け証拠調べ請求書 省略)

このページは白紙である。

実 況 見 分 調 書

平成29年6月12日

茨城県水戸警察署

司法警察員 警部補 仁 村 陽 介 ⑩

被疑者西村伸也に対する殺人未遂，銃砲刀剣類所持等取締法違反被疑事件につき，本職は下記のとおり実況見分した。

記

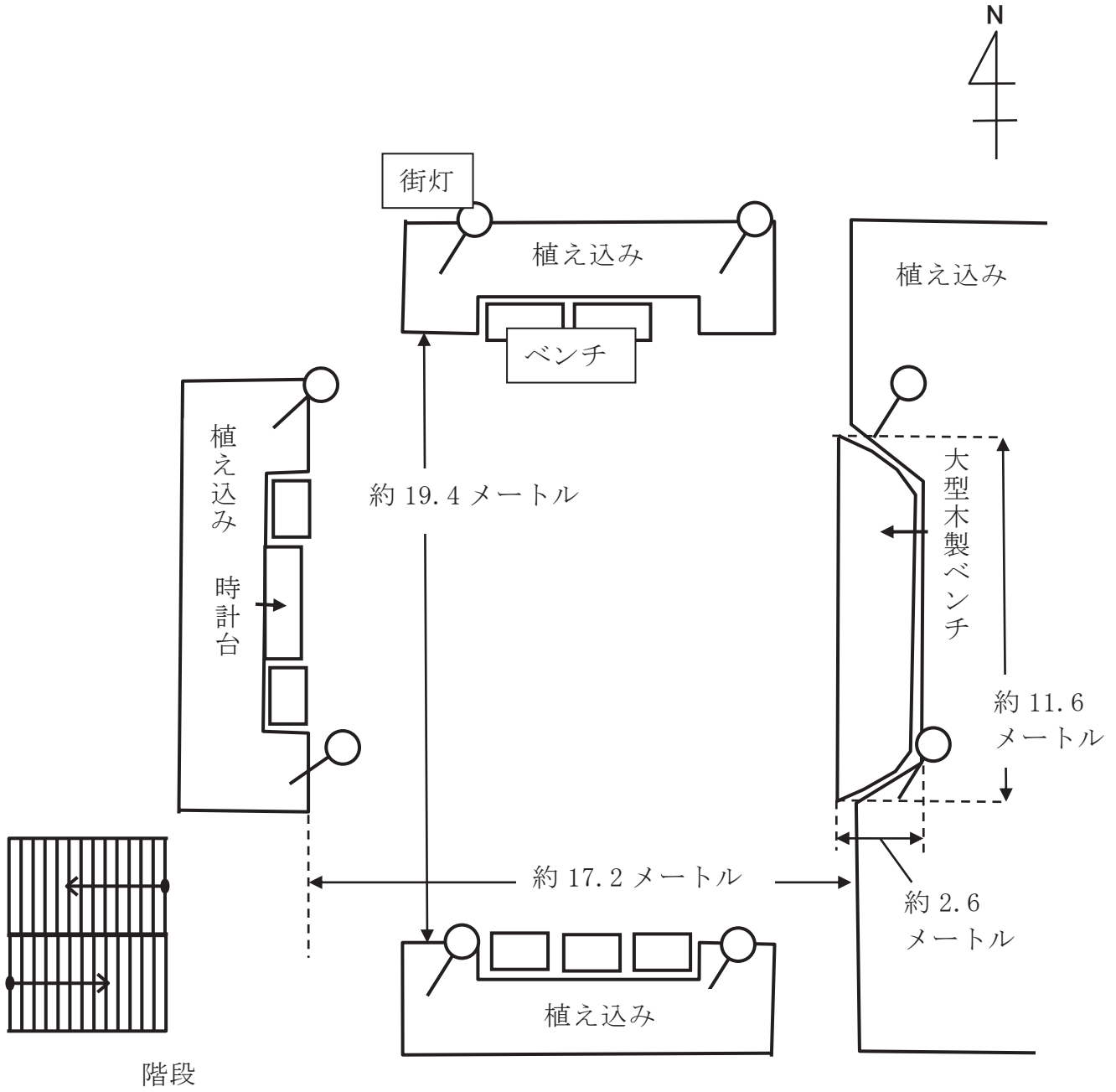
- 1 実況見分の日時
平成29年6月10日午前1時10分から午前3時25分まで
- 2 実況見分の場所，身体又は物
水戸市本田町7丁目8番9号所在のペDESTリアンデッキ及びその付近一帯
- 3 実況見分の目的
本件犯行現場の状況及びその手段方法を明らかにして証拠を保全するため
- 4 犯行現場の位置及び現場付近の状況
犯行現場は，JR水戸駅から北へ約50メートルの地点で，地上2階建てのペDESTリアンデッキ（歩行者用通路兼広場）上である（現場見取図その1，写真①参照）。
犯行現場付近は，JR水戸駅北側の繁華街の一角に位置し，雑居ビル等が密集している。

以 上

（写真①添付省略）

（抄本認証省略）

現場見取図 その1



統 合 捜 査 報 告 書

(犯行に使用した出刃包丁の形状及び被害者の着衣の破損状況について)

平成 29 年 8 月 14 日

水戸地方検察庁

次席検事 松 田 秀 美 殿

水戸地方検察庁

検察官 検事 青 山 優 子 ⑩

被告人西村伸也に対する殺人未遂，銃砲刀剣類所持等取締法違反被告事件につき，犯行に使用した出刃包丁の形状及び被害者の着衣の破損状況について，関係証拠をまとめた結果は，下記のとおりであるので，報告する。

記

1 出刃包丁の形状

警察官が，平成 29 年 6 月 9 日，水戸市本田町 7 丁目 8 番 9 号所在のペデストリアンデッキで領置した血痕の付着した出刃包丁の刃体部分は金属製で，柄は木製であり，その形状は資料 1 のとおりである。出刃包丁の刃体の長さは約 16 センチメートルであり，全長は約 27.2 センチメートルである。

なお，刃体のうち，刃先の長さは約 14.7 センチメートルであり，刃先から峰までの幅は最大約 4.2 センチメートルである。

2 被害者が着用していたジャンパーの破損状況

本件当時，被害者木田信二が着用していた黒色作業服ジャンパーの形状は，資料 2 のとおりである。同ジャンパー正面側の腹部中央付近のチャック上にノの字型の破損が認められ，正面側裏面まで貫通している。破損箇所は，襟から下方向へ約 33.5 センチメートルの位置にあり，幅約 4.3 センチメートルである。

(原証拠)

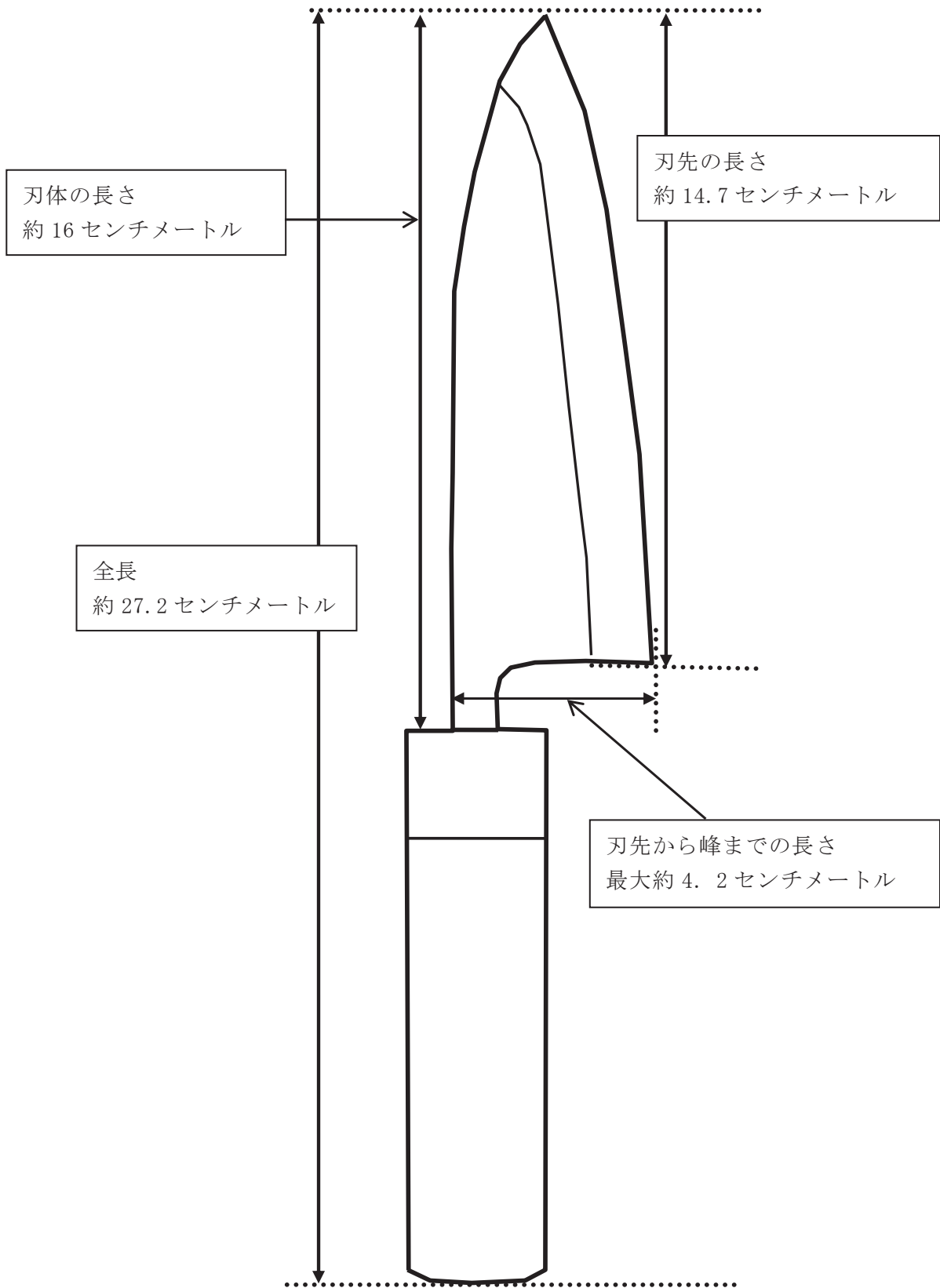
平成 29 年 6 月 20 日付け司法巡查和田直之作成の実況見分調書

平成 29 年 6 月 23 日付け司法巡查和田直之作成の実況見分調書

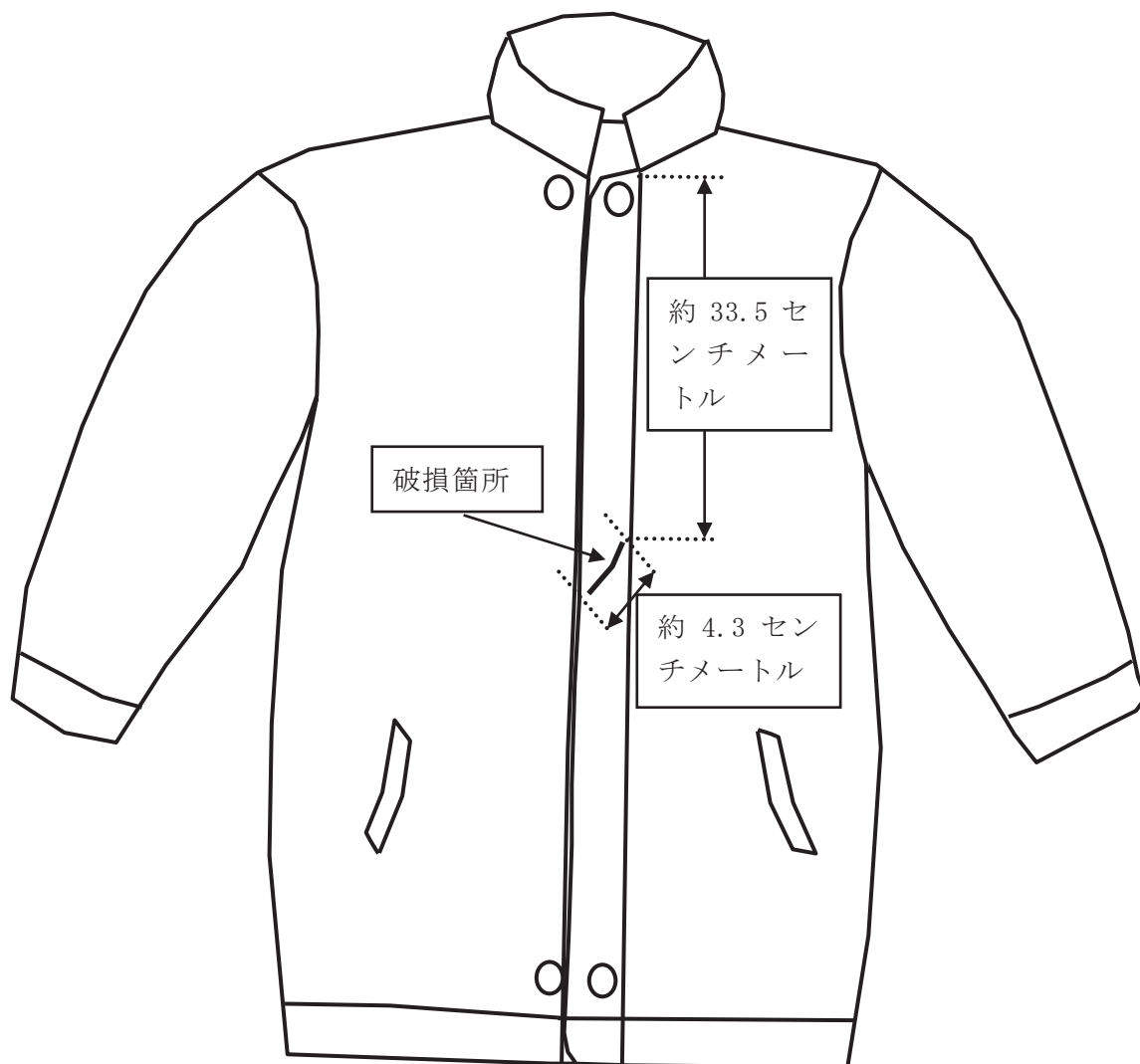
以 上

資料 1

出刃包丁の形状



資料2 ジャンパーの破損状況



統 合 捜 査 報 告 書

(被害者のけがの状況について)

平成29年8月14日

水戸地方検察庁

次席検事 松 田 秀 美 殿

水戸地方検察庁

検察官 検事 青 山 優 子 ⑩

被告人西村伸也に対する殺人未遂，銃砲刀剣類所持等取締法違反被告事件につき，被害者のけがの状況等について，関係証拠をまとめた結果は，下記のとおりであるので，報告する。

記

1 被害者

被害者 木田信二（当時35歳）

2 けがの状況

(1) 被害者木田信二（以下「被害者」という。）は，平成29年6月9日，水戸医科大学医療センターに搬送され緊急手術を受けた。

緊急手術後，被害者は同病院に入院し，同年6月20日に退院した。

被害者は，本件犯行により，全治まで約1か月間を要する腹部刺創，腹腔内出血，小腸損傷，出血性ショックの傷害を負わされた。

(2) 同年7月10日，茨城県水戸警察署において，検察事務官が，被害者の受傷部位の実況見分を実施した。

被害者は，検察事務官に対し，「本件傷害の長さは水平方向に約5センチメートルである。」と説明した。

検察事務官が本件傷害の傷跡の位置を計測すると，資料のとおり，その左端が正中線より右水平に約4センチメートルであり，へそより上方に約4センチメートルの位置であった。

(原証拠)

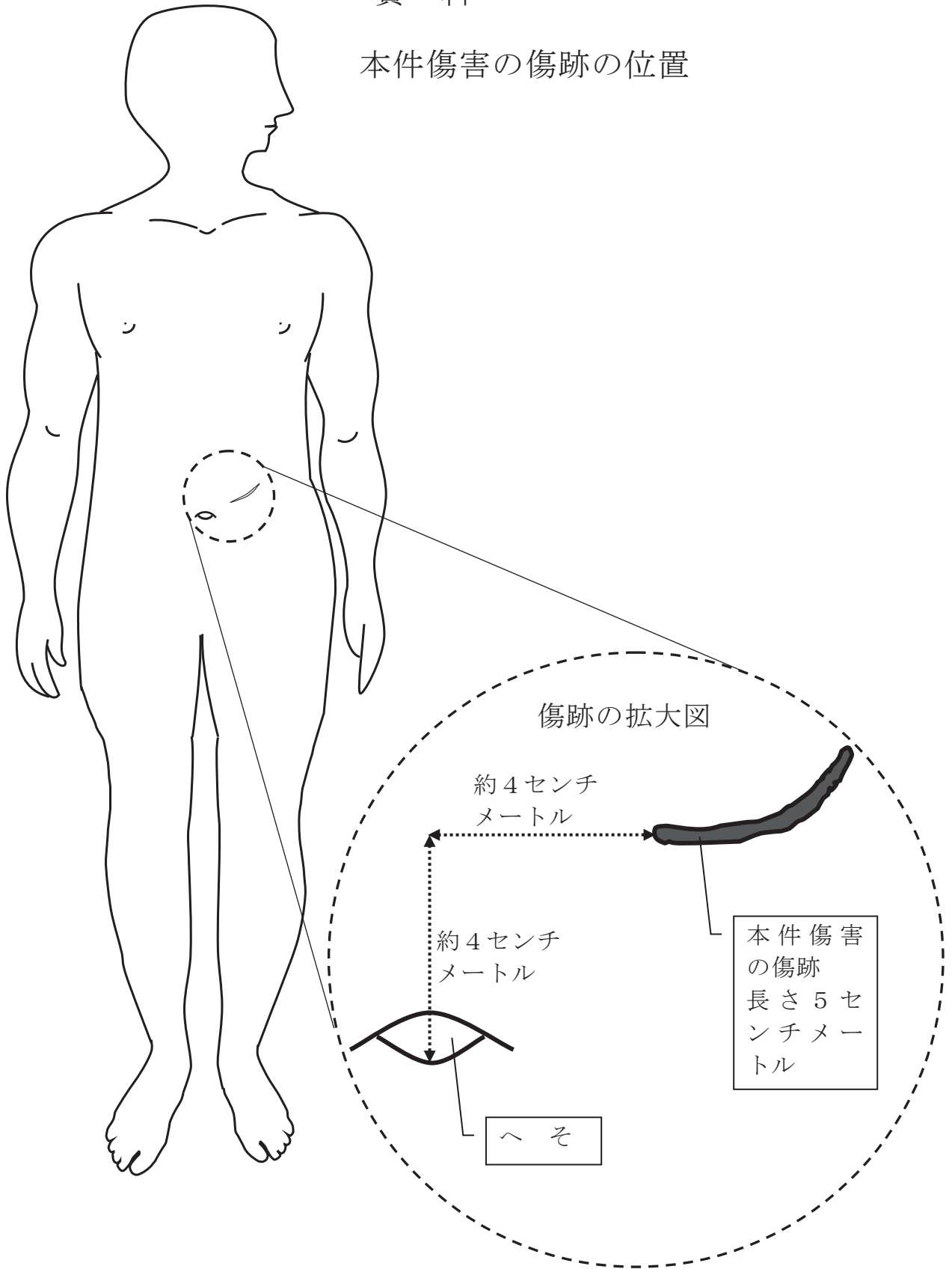
平成29年6月20日付け医師藤本和男作成の診断書

平成29年7月10日付け検察事務官前田正人作成の実況見分調書

以 上

資 料

本件傷害の傷跡の位置



本籍	埼玉県熊谷市大久保町6丁目701番地
氏名	西村伸也
戸籍事項 戸籍改製	【改製日】平成11年11月20日 【改製事由】平成6年法務省令第51号附則第2条 第1項による改製
戸籍に記載されている者	【名】伸也 【生年月日】昭和41年1月16日 【父】(省略) 【母】(省略) 【続柄】長男
身分事項 出生	【出生日】昭和41年1月16日 【出生地】埼玉県熊谷市 【届出人】父

これは、戸籍に記載されている事項の全部を証明した書面である。

平成29年6月14日

埼玉県熊谷市長

某

印

戸 籍 附 票

本 籍	埼玉県熊谷市大久保町6丁目701番地
氏 名	西 村 伸 也
改製日	平成11年11月20日
附票に記載されている者	<p>【名】伸也</p> <p>【住所】 埼玉県さいたま市中区川島1丁目1番4号—</p> <p>【住定日】 平成8年10月19日—</p> <p>【職権により消除】 平成29年1月10日</p> <p style="text-align: right;">以下余白</p>

これは、戸籍全員の附票の原本と相違ないことを証明する。

平成29年6月14日

埼玉県熊谷市長

某

印

このページは白紙である。

平成29年(わ)第515号		裁判所 書記官印	㊟
証人尋問調書 (この調書は、第1回公判調書と一体となるものである。)			
氏名	木田 信二	住居	水戸市長友4丁目5番6号
年齢	35歳	職業	会社員

尋問及び供述

別紙反訳書記載のとおり

この証人の尋問については、裁判員法65条1項本文の規定により、訴訟関係人の尋問及び供述等を記録媒体に記録した。

(宣誓書省略)

青山検察官

あなたは、平成29年6月9日午後11時43分頃、水戸駅北口のペDESTリアンデッキにあるベンチ付近で、包丁でおなかを刺されましたね。

はい。

刺した人は誰ですか。

ここにいる西村さんです。

刺されたのはどの部分ですか。

私のおなかです。

なぜおなかを刺されたとわかったのですか。

立っていたところに西村さんが近づいてきて、いきなりどんと、すごい勢いで体を後ろに押されて、おなか熱くなってきたので、刺されたとわかりました。

証人は刺されたところを見たのですか。

いいえ。刺されたところは見えていません。ただ、後で、包丁がおなかに刺さっているのは見ました。

刺された時の西村さん、すなわち被告人との位置関係はわかりますか。

私の目の前、1メートルも離れていないくらいの距離に近づいてきて刺されました。

その時、証人の体はどちらを向いていたのですか。

西村さんの方を向いていました。

被告人が近づいてきたとのことですが、被告人が包丁を持っているのはわかっていたのですか。

いいえ。西村さんの手は見えませんでしたから、手に何を持っていたかは分かりません。

被告人の手は見えませんでしたか。

いきなり近づいてきましたし、西村さんは手を後ろに隠していたように思います。手に何を持っていたかは分からないということですが、では、証人は、被告人に刺された時に体を動かしたりできましたか。

いいえ。近づいていきなりどんと来たので、体を動かす余裕はなかったです。

(甲) 証拠番号10実況見分調書(抄本)の「現場見取図その1」の写し(本書末尾添付)を示す

証人が被告人に刺された時に立っていた場所を①と書き込んでください。

はい。(書き込む)

その時に、被告人がいた場所をAと書き込んでください。

はい。(書き込む)

刺された後のことをうかがいます。証人は、被告人におなかを刺されて、どうしましたか。

とっさに西村さんの腕をつかみました。

被告人の腕はどうなっていましたか。

私に向かって腕が完全に伸びきっていました。

被告人の腕をつかんだ時、刺された物は見えましたか。

いいえ。見えませんでした。刃物だと思うのですが、刃は見えませんでした。その後、どうになりましたか。

西村さんの腕をはねのけました。そうしたら、包丁がおなかに刺さったままになっていたの、自分ですぐに抜きました。

包丁はどの程度おなかに刺さっていましたか。

刃のほとんどだと思います。

それからどうになりましたか。

立ってられず、うずくまってしまい、力が入らなくて、ベンチに腰掛けていました。

それから少しして警察官や救急隊員が来て、救急車で搬送されたということですね。

はい。

救急車で搬送されている途中でどうになりましたか。

おなかがずきずきと痛んで、寒くなり、運ばれている途中で気を失ってしまいました。

いつ気が付きましたか。

気付いた時にはベッドの上で、手術も終わっていました。

証人は、被告人に刺される理由として思い当たることはありますか。

刺される前に、西村さんと電話で話をしたのですが、その時に、西村さんから私に対する愚痴のようなことを言われたので、私も腹が立って、「電話でしか言えないのか。この根性なし。」と言ってしまいました。それで、西村さんが「首を洗って、そこで待ってろ。」と言いつ返してきたことがあります。

それで、被告人がやってきて、いきなり刺されたのですか。

はい。一緒に飲んでいた井上さんがトイレに行った時に、西村さんが近づいてきたので、私も、わざわざ来やがってとうとうしく思い、「お前になんか用はない。」と言ってしまいました。

被告人は、今回の事件はあなたの言動が原因となっていると主張していますが、どう思いますか。

たしかに、西村さんへの言葉はきつかったかもしれませんが、そんなことで人を刺すなんて、とんでもない話です。自分が悪いのを棚に上げて、反省していないと思いました。

最後に、被告人の処罰に関する気持ちを聞かせてください。

今回けがで仕事もしばらく休みましたし、医療費とかで100万くらいかかりました。今も、笑うと痛みが走ったりします。それなのに、西村さんからは被害弁償とか、謝罪とかそういうのも全くないんで、自分としては、西村さんを許す気持ちにはなれません。西村さんには少しでも長く服役してほしいと思っています。

主任弁護人

あなたは、刺される前までお酒を飲んでいましたね。

はい。

いつから飲んでいましたか。

午後5時くらいから飲んでいました。

何を飲んでいましたか。

缶チューハイです。

それは何ミリリットルの缶ですか。

500ミリリットルです。

あなたは、500ミリリットルの缶チューハイを何本飲んだのですか。

七、八本です。

西村さんが近づいてきた時のことをお尋ねします。先ほど、西村さんの手は見えなかったとおっしゃいましたね。

はい。

でも、あなたは、近づいてくる西村さんを見ていたんですよね。手の動きも見えるのではないですか。

先ほども言いましたように、西村さんは手を後ろに隠していましたし、いきなりどんと来たので、見えていません。

間違いないですか。

はい。

ところで、あなたは、被害にあった2日後に、病院で、警察官の事情聴取を受けていますね。

はい。

警察官には覚えているとおりに話せましたか。

はい。

警察官から、覚えてもいないことを、こうだったんじゃないか、などと言われたりしたことはありましたか。

いいえ。それはありません。

その際、あなたは、警察官に対して、西村さんが近づいてきた時、西村さんは手に何か持っていた、と話していませんか。

「手に持っていたと思う。」と話したかもしれませんが・・・。
そうだとすれば、西村さんの手は見えていたのではありませんか。

わかりません・・・。

次に、刺される前の位置関係をお尋ねします。先ほど、体の向きは西村さんの方を向いていたとおっしゃいましたね。

はい。

あなたと西村さんは正面を向き合っていたのですね。

はい。

そして、あなたは、体を動かす余裕もなく刺された、間違いありませんね。

はい。

西村さんとの関係について聞きますが、去年の12月頃、知人から頼まれて、証人が働いている会社を西村さんに紹介して、今年の1月頃から同じ会社で働いていたということですね。

はい。

その際、証人と西村さんとの間で何かトラブルがありましたね。

西村さんは、仕事の現場でも、当時住んでいた会社の寮でも、自分勝手に振る舞っていたので西村さんを注意したところ、けんかになったことがありました。殴り合いになったんですか。

お互いに三、四発ぐらい殴り合いました。

この時、証人は鉄パイプを持ち出しましたね。

はい。

西村さんは凶器を使いましたか。

いいえ。でも、西村さんも余りの剣幕だったので、鉄パイプを持ち出してしまいました。

青山検察官

刺される直前に被告人が近づいてきた時のことを確認します。被告人が証人に近づく速さは、どれくらいでしたか。

かなりの勢いで近づいてきたので、小走りくらいの速さで近づいてきたと思います。

先ほど、弁護人から、警察の事情聴取での話を聞かれましたね。あなたとしては、警察段階ではどうして「手に何か持っていた。」という供述になったのですか。

近づいてきてあっという間に刺されたので、よく見えなかったのです。何か持っていたのが見えなかったかと聞かれて、そうだったかなという感じで、そう言ったのだと思います。

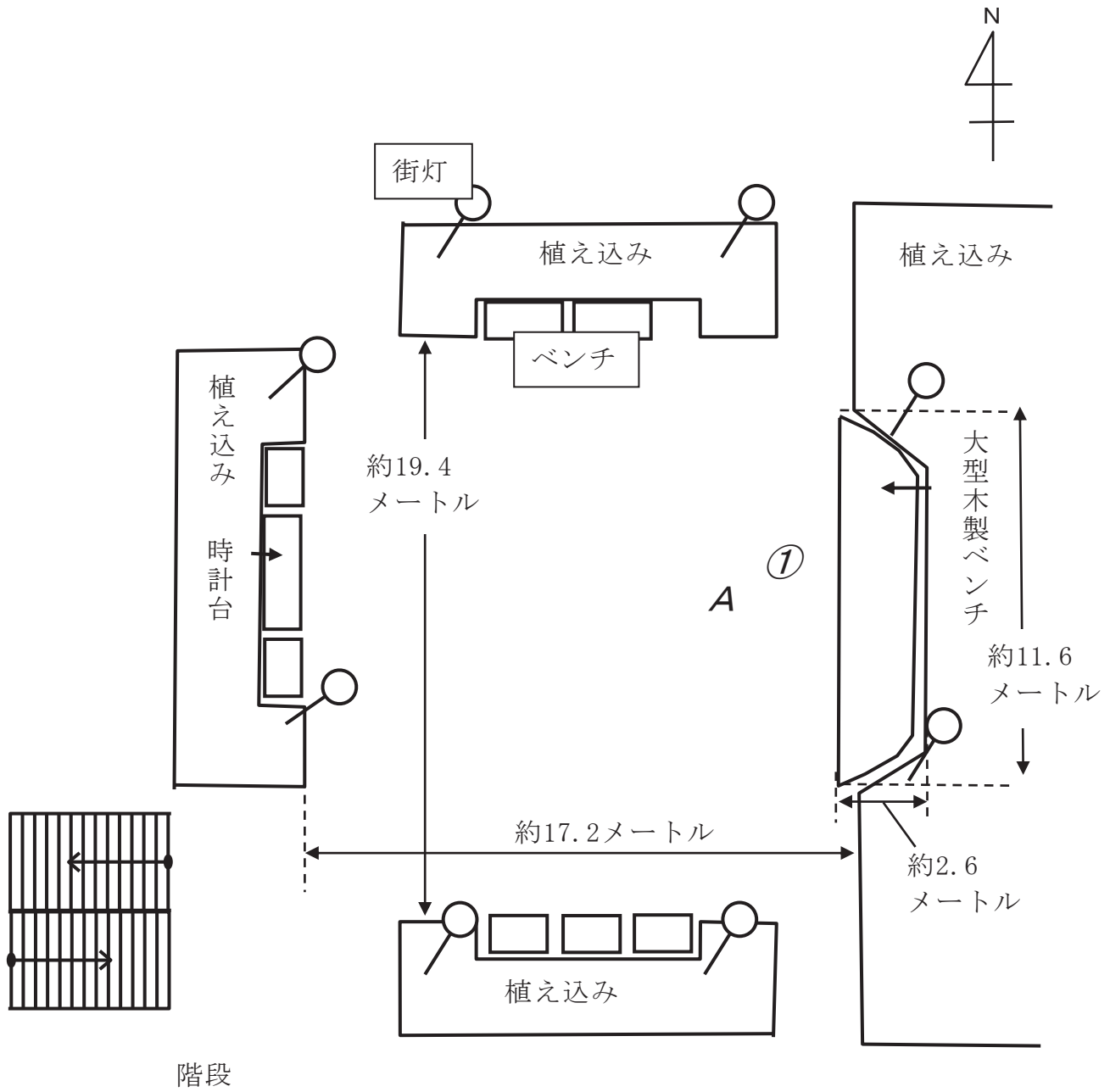
裁判員1

被告人は、あなたが、水戸駅のデッキのところでお酒を飲んでいるということがどうして分かったのでしょうか。

水戸駅のデッキのところは、私の仕事仲間の溜まり場のようになっていて、私もしょっちゅうそこで飲んでいきますし、以前、同じ会社にいた頃、西村さんともそこで一緒に飲んだことがありましたから。

以上

現場見取図 その1



平成29年10月16日
木田信二 印

※斜体文字は手書きである。

平成29年(わ)第515号		裁判所 書記官印	印
証人尋問調書 (この調書は、第1回公判調書と一体となるものである。)			
氏名	井上智久	住居	水戸市深井2丁目2番3号
年齢	33歳	職業	無職

尋問及び供述

別紙反訳書記載のとおり

この証人の尋問については、裁判員法65条1項本文の規定により、訴訟関係人の尋問及び供述等を記録媒体に記録した。

(宣誓書省略)

山田検察官

あなたは、平成29年6月9日午後10時頃から、水戸駅北口のデッキにある大型ベンチ付近で、木田さんと一緒に酒を飲んでいましたね。

はい。

ずっと、一緒に飲んでいたのですか。

ずっと飲んでいたんですけど、トイレに行きたくなって、時計台のある植え込みの階段を降りたところにあるトイレに行きました。

トイレに行った後は、木田さんのところに戻ったということによいですか。

はい。

戻る時に、何かありましたか。

階段を上がると、ベンチの方向から木田さんの声が聞こえたので、そちらを見ました。

(甲) 証拠番号10実況見分調書(抄本)添付の「現場見取図その1」の写し(本書末尾添付)を示す

あなたが、木田さんの方を見た場所に「私」と書いてください。

はい。(書き込む)

木田さんは何と言っていたのですか。

木田さんの言葉が全部聞こえたわけではないので良くはわかりませんでしたが、「用はない。」というようなことを言っていたように思います。

木田さんの方を見ると、何が見えましたか。

木田さんと男一人が向き合っていました。

男一人の方が被告人ですね。

はい。

(甲) 証拠番号 10 実況見分調書 (抄本) の「現場見取図その 1」の写し (本書末尾添付) を示す

木田さんがいた場所に「①」と書いてください。

はい。(書き込む)

被告人がいた場所に「A」と書いてください。

はい。(書き込む)

最初に二人が見えたとき、被告人はどうしていましたか。

立っていました。

その時の被告人はあなたから見てどちらを向いていましたか。

私には背中を向けていたように思います。

木田さんはどのような体勢でしたか。

被告人のすぐそばに立っていました。

木田さんは何か動きましたか。

動いたようには見えませんでした。

被告人はどうですか。

背中を向けていたので、何をしたのかは分かりませんでした。

そしてどうになりましたか。

急に木田さんの姿が見えなくなりました。

それを見てどうしましたか。

何があったのかと思って、急いで駆け寄りました。

駆け寄ると何が見えましたか。

木田さんがおなかから血を流して、しゃがみ込んでいました。それで、被告人が刺したと思い、被告人の手をつかんで倒しました。

その後、警察官が来て、被告人を警察官に引き渡したのですね。

はい。

最後に確認ですけれども、この日あなたはお酒をどれくらい飲んでいましたか。

ベンチでビールを二、三本飲んだぐらいです。

アルコールが入った状態でしたけども、あなたは酔っぱらっていましたか。

いえ、酔っていませんでした。

立石弁護士

まず、あなたと木田さんの関係について質問します。あなたは、昨年 3 月頃まで木田さんと同じ会社で働いていましたね。

はい。

会社では、木田さんにお世話になったのではありませんか。

そうですね。木田さんは面倒見が良いですから。

そして、会社を辞めてからも木田さんとのつき合いを続けていましたね。

はい。

確認しますが、西村さんが何をしたのかは、西村さんの背中側があなたに向いていたので見えなかったということですか。

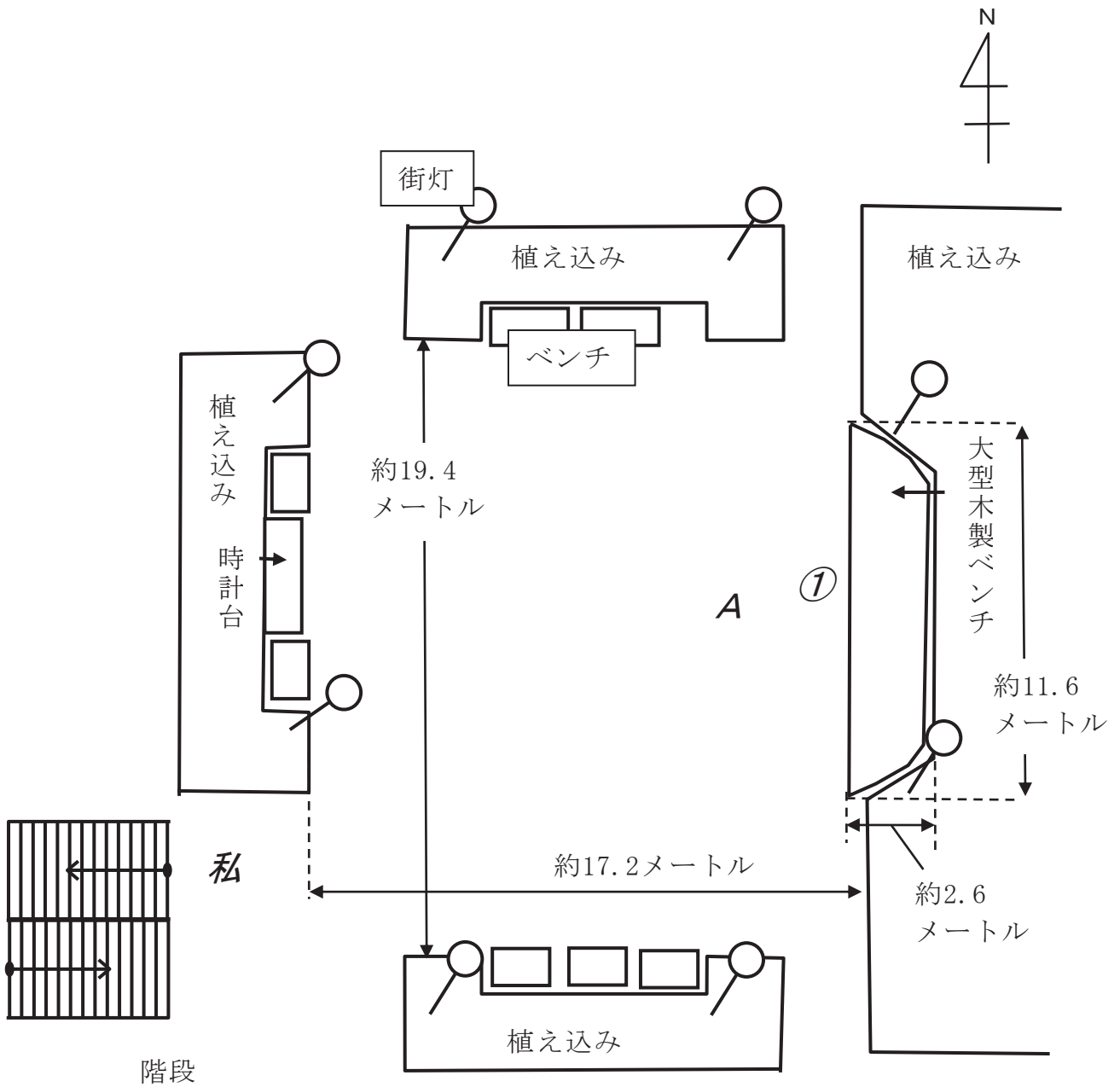
はい。

そうすると、先ほど木田さんは動いていないと言っていましたが、木田さんが動いていないかどうか、被告人の体で見えなかったのではないですか。

・・・木田さんが動いたという記憶はありません。

以 上

現場見取図 その1



平成29年10月16日

井上智久 印

※斜体文字は手書きである。

平成29年(わ)第515号		裁判所 書記官印	印
証人尋問調書 (この調書は、第1回公判調書と一体となるものである。)			
氏名	藤本和男	住居	(省略)
年齢	37歳	職業	医師

尋問及び供述

別紙反訳書記載のとおり

この証人の尋問については、裁判員法65条1項本文の規定により、訴訟関係人の尋問及び供述等を記録媒体に記録した。

(宣誓書省略)

青山検察官

先生の医師としてのご経歴を教えてください。

平成16年に医師免許を取得し、平成22年から水戸医科大学医療センターで救命救急担当の医師として勤務しております。

先生は、平成29年6月9日から10日にかけての当直勤務中、救急車で搬送されてきた木田信二さんのおなかの傷に関して緊急手術を執刀されましたね。

はい。

まず、木田さんの傷の状況について聞きます。どの辺りが刺されていましたか。

へその左上辺り、木田さんから見て左上ですが、そこに地面に対してほぼ水平に走る長さ約5センチメートルの刺し傷が一つありました。

その刺し傷は、体内でどうなっていましたか。

腹腔に入るものと腹壁に入るものという2つの通り道があったほか、腹腔に入るものでは、小腸が2か所切れており、腸間膜という腹の中で腸をぶら下げている膜や、腸間膜動脈という腸間膜の中を走っている動脈が切れていました。

どうして、通り道が2つになっていたのでしょうか。

これはおそらく、刺された時、刃物が体内で若干動いたためだと思います。

腹部の刺し傷がどのようなものであったか、図に描いてもらいたいのですが、体のおなか辺りの断面の模式図を持参していただいていますよね。

はい。

本書末尾添付の図を示す

まず、この図について説明して下さい。

これは腹部の一般的な模式図で、この楕円形は腹部を輪切りにして上から見た状態です。上がおなかで下が背中です。また、大体の位置関係を把握してもらうために、大動脈や大静脈が描いてあります。

それでは、ここに本件での刺し傷を描いて、そこを塗りつぶしていただけますか。

はい。(図を描く)

お腹に先がとがって少し二股になっているものが、お腹の傷になるわけですね。

はい。刃物の入った跡になります。

傷の方向から何か分かることがありますか。

この図のように、腹部の傷口は、へその左上にあるにもかかわらず、左側の筋肉だけでなく、右側の筋肉も切り裂いており、凶器である包丁は、木田さんのへその左上から侵入し、右脇腹の方向へ進んだということが分かりました。

この傷の深さはどのくらいでしたか。

刺し傷は、腹腔内にまで達し、小腸や腸間膜を傷つけていました。そして、手術時に確認したところ、腹部の脂肪組織の厚さは、約3センチメートルあり、脂肪組織の下にある腹直筋の厚さは、約2センチメートル程度でしたから、包丁の刃が、少なくとも約5センチメートル以上刺さったということは間違いのないと言えます。

具体的に何センチメートルくらいなどと表現することはできませんか。

脂肪、筋肉の付き方は人により違いますし、腸は常に腹腔内を動きますので、腸までの傷だから深さが何センチメートルくらいとは説明できません。

以前、私が先生の勤務先におうかがいしてお話を聞いた際には、約10センチメートルから約15センチメートルの傷の深さではないかとのお話をしていただきましたが、それとの関係はいかがでしょうか。

凶器の包丁の刃体の長さが約16センチメートルであり、その刃のほとんど全てが刺さったとすれば、傷の深さは約10センチメートルから約15センチメートルあったとして矛盾しない、という趣旨のお答えはしたように記憶しています。ただ、正確には、約5センチメートル以上の深さ、あるいは腸に至る深さだが体の背面には至っていない深さという表現にとどまります。

木田さんの傷の深さについて、正確に言うと約5センチメートル以上の深さとなることは分かりましたが、その傷の深さからどの程度の強さで刺されたかという点について、何か言えることはありますか。

そうですね……。小腸に届くくらいのそれなりの深さがあることを考えると、軽い力ではないと思いますし、一定程度の力で刺したと言って良いと思います。

次の質問をします。病院に搬送されてきた時の木田さんはどのような状態でしたか。

小腸が傷口から出ていたほか、血圧が下がり、意識レベルが低下していました。出血によるショック状態で、すぐに緊急手術をする必要があると判断しました。

出血によるショック状態に陥ると、どうなるのですか。

血圧が下がったり、脈が速くなったりなどという症状を引き起こし、ショック状態が続けば、やがて各臓器がいわば酸欠状態になり、死に至ってしまいます。

緊急手術では、具体的にどのような措置をしたのですか。

腹の中に大量の出血が認められたので、止血措置を講じるとともに、小腸の損傷

部分を約70センチメートル切除して、つなぎ合わせる施術を行いました。
そうした木田さんの傷の状況等からは、どのようなことが言えるでしょうか。

大量の出血があったことや、当初から出血性ショックの症状も出ていたことなどからすると、もし出血を止めるのに手間取っていれば、木田さんを救命できなかった可能性が高く、とても危ない状態でした。

木田さんの負った傷害は全治までどの程度の時間が必要と考えておられましたか。

緊急手術は成功しましたが、全治までには約1か月を要すると考えていました。

主任弁護士

結局、木田さんの傷の深さを正確に示すことはできないということでしたね。

はい。

深さの根拠は脂肪組織の厚さと腹直筋の厚さかと思いますが、脂肪の厚さや腹直筋の厚さは、部位によって異なりますよね。つまり、先生がご覧になった3センチメートルなり2センチメートルなりといった部位とは異なり、実際の傷が生じた部位の脂肪や腹直筋の厚みはもっと少なかったという可能性はありませんか。

その可能性は否定しません。ただ、同じ腹部ですから、誤差があったとしても、僅かなものと考えていただいて結構です。

次に、傷の通り道が腹腔に入るものと腹壁に入るものと2つあったという点についてお尋ねします。先ほど、先生は、通り道が2つになった原因として、刃物が体内で動いたためであるのご説明されましたが、これは、刃物が動いたのではなく、体の方が動いたとしても、同じことが生じるのではないのでしょうか。

それはそのとおりです。ただ、刃物が完全に止まった状態で体だけが動くという状態は想定しにくいものですから、刃物が動いたという表現をとりました。

また、先ほど、傷の深さから言うと、一定の力で刺したと言って良いと思うとおっしゃられていましたが、そこで、先生が考えている一定の力というのは、どの程度の強さの力を言うておられるのですか。

そうですね。腸には至っているわけですから、弱い力では無理だろうと考えて、先ほど、一定の力と言ったわけです。

その力の強さについて、何か、客観的な基準で表現することはできるのでしょうか。

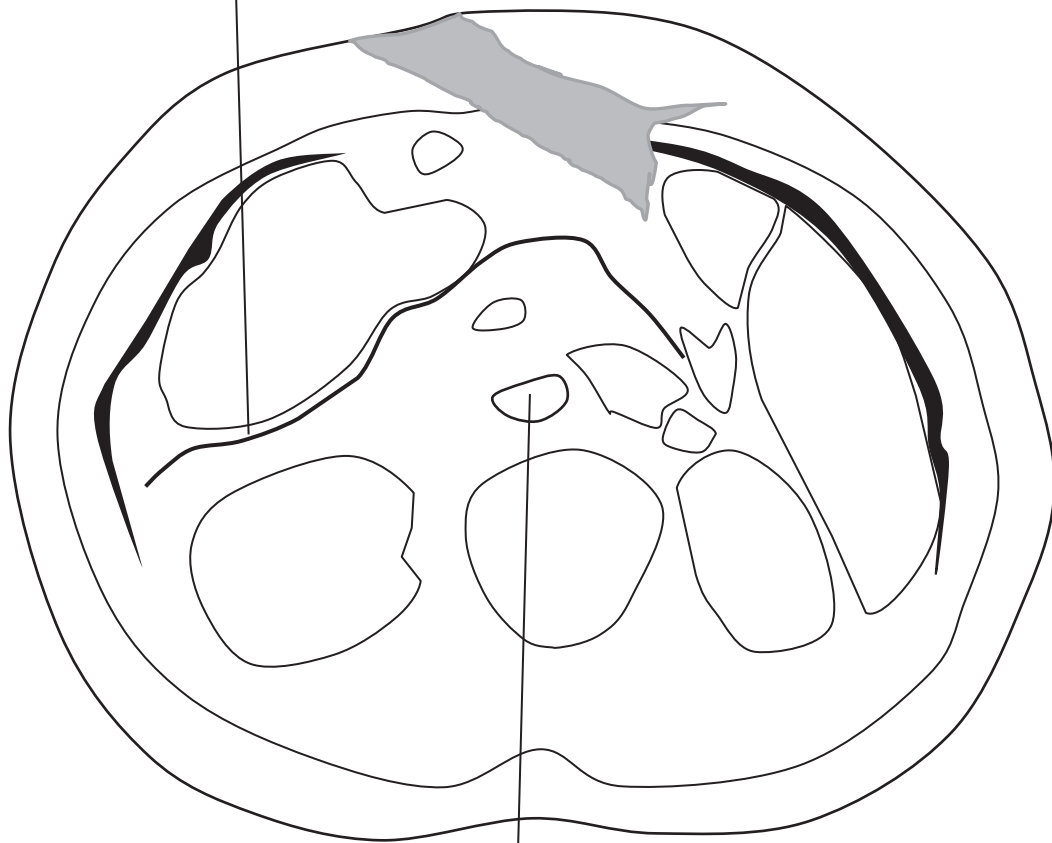
客観的な基準はないですね。

最後に、木田さんの傷は、へその左上にあるのに、おなかの左側の筋肉だけでなく、右側の筋肉も切り裂いていたということですが、前に突き出した包丁が横方向に振り払われた場合にも、このような傷がつく可能性はありますか。

可能性としてはあると思います。

以上

大 静 脈



大 動 脈

平成29年10月16日
藤本和男 印

※ 刃物の入った跡を手書きした。

平成29年(わ)第515号		裁判所 書記官印	㊟
被告人供述調書 (この調書は、第1回公判調書と一体となるものである。)			
氏名	西村伸也	住居	
年齢		職業	

尋問及び供述

別紙反訳書記載のとおり

この被告人の質問については、裁判員法65条1項本文の規定により、訴訟関係人の質問及び供述等を記録媒体に記録した。

主任弁護人

今年の6月9日の夜遅く、水戸の駅前でのことです。あなたは、殺意をもって、木田さんを刺したのですか。

違います。殺意はありません。

では実際にはどうだったのですか。

脅すために包丁を突き出したら、刺さってしまったんです。

脅すためと言いましたが、誰をですか。

木田さんをです。

刺さってしまったと言いましたが、刺すつもりはなかったのですか。

刃がさわってけがはするかもと思いましたが、あんなに刺さるとは思いませんでした。

どうしてですか。

大けがしないようにと思って、脇腹の端の方を狙ったんです。

包丁を突き出すとき、木田さんが死んでしまうかもしれないと思いましたか。

いいえ。そんなつもりは全くありません。

では、どうしてあなたが水戸の駅前にいた木田さんにけがをさせることになったのか順に聞いていきますね。まず、あなたと木田さんとの関係について聞きます。木田さんの紹介で木田さんが働いている会社であなたが働くようになったのですか。

はい。

それは、いつ頃からですか。

今年の1月の頭ぐらいからです。

木田さんとの仲はどうでしたか。

最初は仲良かったのですが、上司みたいな口をきいたり、自分を見下した態度を取ったりしたので、だんだんと仲が悪くなりました。

その後、どうになりましたか。

5月に入って殴り合いのけんかをしました。

原因はなんですか。

5月は余り仕事がなく、みんな休んでいたの、寮の掃除とか片づけをやったらどうかと相談したら、余計なことを言うなど怒られました。

殴り合いのけんかはどうになりましたか。

しまいには、木田さんに鉄パイプで左手を殴られました。

殴られた左手はどうになりましたか。

今でも左手をしっかり握れないし、雨が降ったりすると痛いです。

その後、あなたは、会社の方はどうになりましたか。

5月終わりに解雇されました。

解雇後、事件があった6月9日まで、木田さんと連絡を取ったことはありますか。

ありません。

それでは次に、今年の6月9日のことを聞きます。この日は、何をしていましたか。

知り合いに誘われて、立浪さんのところで夕方から酒を飲んでいました。

その後、どうになりましたか。

私と立浪さん以外の人はいなくなりました。

その時、どうして木田さんのいる水戸駅に行くことになったのですか。

立浪さんが、木田さんのことを話していて、久しぶりにその名前を聞いて、けんかをしたこととか思い出して、段々不愉快な気持ちになってきて、立浪さんに、木田さんに電話してくれと言って、電話を代わってもらいました。

木田さんと、どんなことを話したか覚えていますか。

はっきりとは覚えていないですが、鉄パイプのことで、あの時はよくもやってくれたとか文句を言ったように思います。

それに対して、木田さんはどのように言ってきましたか。

電話でしか何も言えないのか、と馬鹿にしたように言われたので、かっとなって、今からそっちに行くから首洗って待ってろみたいなことを言って、電話を切りました。

それからあなたは、どういうことを考えましたか。

前にけんかした時に鉄パイプで叩かれていたし、木田さん一人じゃなくその場にもう一人いるようだったので、何か持って行こうと思いました。

何か持って行こうというのは、何のために持って行こうということですか。

何か脅しに使おうと思いました。

それで、どうしましたか。

すぐ近くに台所があったので、そこに包丁があるのがわかったんで、長い包丁を取り出して、ズボンの後ろに差しました。

それでどうしたのですか。

立浪さんと一緒にタクシーに乗って水戸駅に向かいました。

それで。

駅で降りたんですけど、立浪さんが料金を払っている間に、先に、2階のデッキに歩いていきました。

デッキに向かって歩いて行ってどうしましたか。

木田さんはベンチのところに立っていて、その前まで行きました。

木田さんの前に行ったときに、あなたと木田さんはどの程度の距離でしたか。

五、六十センチメートルぐらいだと思います。

(甲) 証拠番号10 実況見分調書(抄本)の「現場見取図その1」の写し(本書末尾添付)を示す

この図は木田さんがいたベンチの図ですが、木田さんはこのベンチの近くのどこに立っていたのですか。木田さんが立っていた位置に①と書き込んでください。

はい。(書き込む)

次に、木田さんのいるベンチにあなたはどちらの方から近づいたのか、この図に矢印を書いてください。

はい。(書き込む)

木田さんの方に近づいていくと、どうになりましたか。

木田さんは私の顔を見て、「何でお前が来たんだ。お前になんか用はない。」と言いました。

それを聞いて、あなたはどう思いましたか。

やっぱりこいつはいけ好かない奴だと思って、何かこう、かあつと怒りがこみあげてきました。

それから、あなたはどのような行動をとりましたか。

ズボンの後ろに入れた包丁を右手で抜いて、脇腹の端の方に目がけて突きました。どうしてそんなことをしたのですか。

多少は怖がればと。脅しのためです。

脅すためにどうしてそこまでしようとしたのですか。

以前鉄パイプでやられていたことが頭にあったので、軽く傷つけるぐらいが脅しとして丁度良いと思いました。

(甲) 証拠番号4 出刃包丁を示す

これが今回の犯行で使った包丁ですね。

はい。

あなたから見て右、左、どちらの脇腹の端を狙ったのですか。

自分から見ると右です。

なぜそこを狙ったのですか。

端の方を軽く刺すだけなら、ちょっと刺さっても、脂肪もあるし、大丈夫だと思いました。

木田さんはジャンパーを着ていましたが、どこが脇腹の端か分かりましたか。

ええ、結局、腕の近くですね、腕の近くなら大丈夫だと。

あなたが包丁を持った手を突き出す瞬間の、あなたと木田さんの位置関係を聞きます。あなたと木田さんの位置関係や体の向きのことを覚えていますか。

覚えています。

どういう位置関係でしたか。

私が近づいた時、木田さんは私のほうを向いて、私から見て左の肩が前に出てきました。

(甲) 証拠番号10 実況見分調書(抄本)の「現場見取図その1」の写し(本書末尾添付)を示す

では、あなたが包丁を突き出す寸前の木田さんの位置をこの図に書き込んで、そこに「木」と書いてください。

はい。(書き込む)

次に、その時のあなたの位置をこの図に書き込んで、そこに「私」と書いてください。

はい。(書き込む)

あなたは包丁をどういうふうに握ったのですか。

ズボンの後ろから抜いたまんまで、まっすぐ刃を下にして突き出しました。

腕はどのぐらいの速さで突き出したのですか。

速さって言われても、ちょっと証言しにくいんですけど、ゆっくり出した訳ではないんですけど、取り立てて速くありません。

力の強さはどうでしたか。

強くはないです。

あなたは、包丁を突き出した時、それで相手が死んでしまうと思いましたか。

いや、それは思わなかったです。

包丁を持った腕を突き出したらどうなったのですか。

木田さんが腕をつかんできました。

木田さんはどちらの手であなたの腕をつかんできたのですか。

左手です。

それでどうしましたか。

木田さんにつかまれて、すぐに包丁を手放しました。

それは、なぜですか。

包丁がどこ行くか分かんないから、これはもうやばいと思って、手応えも何もなかったけども、もう手は放しました。

そうしたら、どうになりましたか。

木田さんの腹に刺さっているのが見えて、びっくりしました。

どうしてびっくりしたのですか。

刺さった手応えがなかったのに、思ったよりずいぶん正面に刺さってしまって、刺さったままだったので。

そうしたらどうになりましたか。

ぼう然としていたら、井上さんに押さえ込まれました。

山田検察官

事件当日に、あなたは立浪さんと一緒にいて、その後包丁を持って水戸駅のデッキに行ったということですね。

はい。

脅すために包丁を持って行ったと言いましたね。

はい。

あなたは、木田さんが何か凶器を持っていると思いましたか。

凶器を持っているとか、そこまでは考えていません。
この日着ていた服というのは、上下ジャージなのですか。

はい、そうです。

包丁はジャージのズボンのどこに隠したのですか。

後ろの腰辺りに隠しました。

その上からジャージを垂らしたのですか。

はい。

そうすると、外から見えない状態になるのですね。

はい。

近づく時は無言でしたか。

はい、無言です。

相手は、刺されるまでの間に、あなたから逃げようとしたか。

していません。

木田さんに近づくとき、木田さんは、いきなり、「お前になんか用はない。」と言ってきたのですか。

はい。私の顔を見るなり、言いました。

それで包丁を取り出して刺したのですね。

ええ。

突き出した速さはゆっくりではなかったということですね。

ええ。

手が前に来るまで、木田さんからは包丁は全然見えないわけですよ。

見えないでしょうね。

そうすると、木田さんは結局、刺されるまで、まさか包丁で刺されるとは思ってなかったことになりませんか。

はい。

そういう木田さんが前に出てきた手を、つかんできたということですね。

とっさという感じじゃないですか。

あなたとしては、包丁で相手がけがをするかもしれないとは思っていたということですね。

はい。

脇腹の端を狙ったということですが、胴体の一番外側の線からいうと何センチぐらい内側なのか言えますか。

二、三センチメートルですかね。

その部分以外は刺さない決めていたのですか。

決めていました。

あなたは、その脇の二、三センチメートルという部分を狙って刺すことができるのですか。

その時はできると思いました。

なぜ、そんな狭い所を刺せるとあなたは思っていたんですか。

剣道の突きが得意でしたから。

あなたは剣道の有段者ですか。

いいえ、違います。

ところで、あなたはこの当日どのくらいお酒を飲んでいたのですか。

多分500ミリリットルの缶ビールを、夕方から飲んで、10本くらい空いていた記憶があるんです。半分くらいは多分自分が飲んだ可能性があるかと。

あなたは、事件の前に会社を解雇されていますね。

はい。

どうして解雇されたのですか。

会社の同僚とけんかをして、警察の厄介になってしまいました。

裁判員5

事件当日、木田さんの前に立たれた時は、どういう気持ちだったのでしょうか。

ただ脅そうと包丁を出して、ただそれだけです。

その脅そうというのは、木田さんに対してどういう感情を持っているから、脅そうということになるんですか。

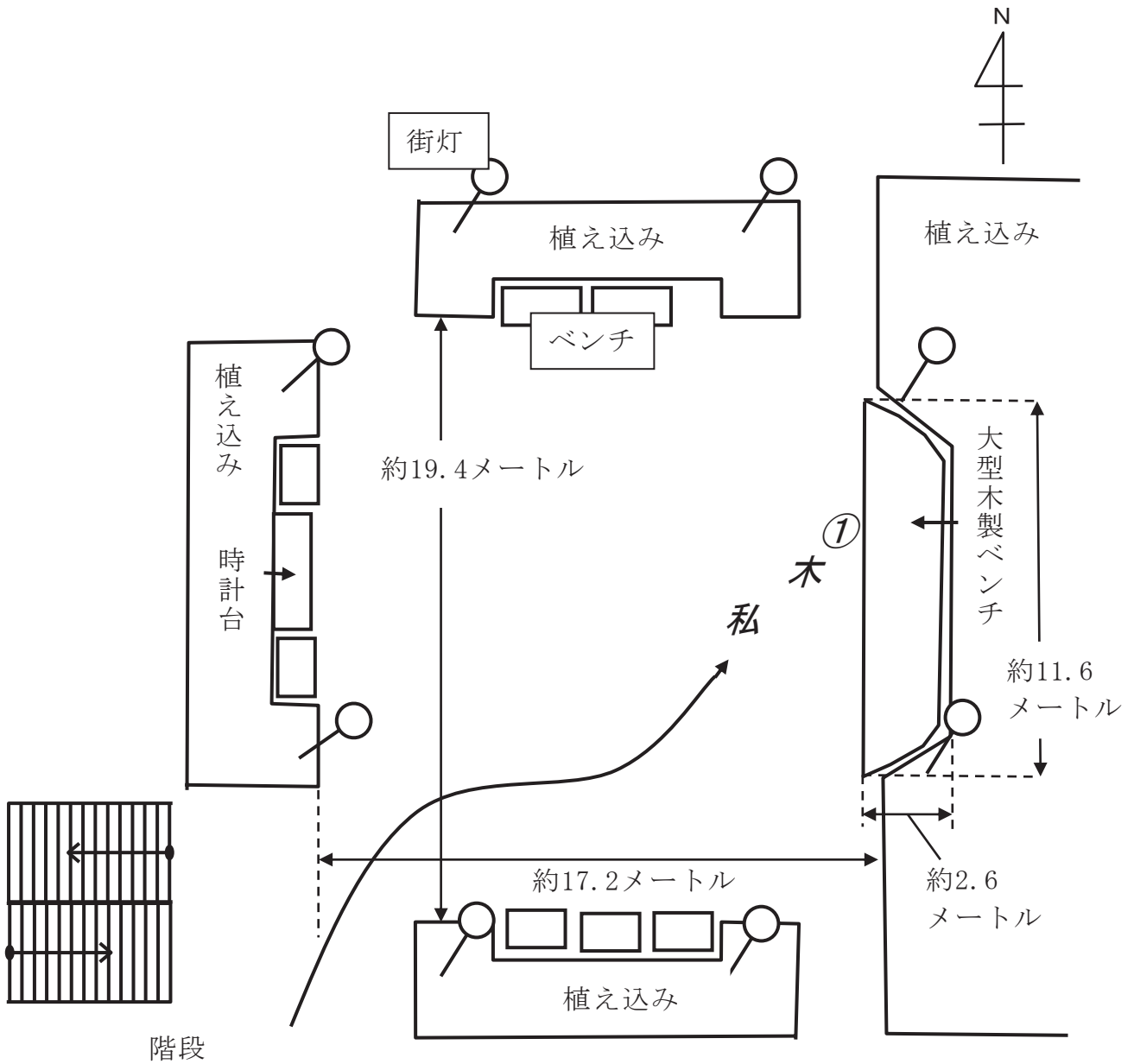
感情というか、ただ会社にいた時のけんかのことだとかを思い浮かべて、少しお酒も入っていたし、それであんなことを言われたもんだから、かあっとなって腹が立って、だから脅してやろうという、ただ単にそれだけ。

要は、木田さんに対して腹が立っていたと、そういうことなのですか。

そうです。

以 上

現場見取図 その1



平成29年10月16日

西村伸也 印

※斜体文字は手書きである。

平成29年(わ)第515号		裁判所 書記官印	㊟
証人尋問調書 (この調書は、第2回公判調書と一体となるものである。)			
氏名	成瀬竜也	住居	水戸市光和町4丁目5番6号
年齢	65歳	職業	会社取締役

主任弁護士

はじめに証人のお年はおいくつでしょうか。

今年で65になります。

証人は今もお仕事をされていますか。

有限会社銀座産業の取締役をしています。

銀座産業はどのような業務を行っている会社ですか。

解体業です。

ここにいる西村さんとはいつからのお知り合いですか。

西村さんとは10年前頃にどこかの飲み屋で意気投合し、一緒に酒を飲んだことがあり、それからの付き合いになります。

今回西村さんは酒に酔って事件を起こしてしまったわけですが、そのことについてどのように思っておられますか。

友人としてとても残念です。

西村さんが逮捕された後、面会はされましたか。

はい、何度か面会に行きました。

西村さんは、現在、保釈されているのですが、証人が保釈の際の身元引受人となっていますよね。

はい。

なぜ、身元引受人になったのですか。

西村さんは、酒さえ飲まなければ仕事は真面目にできる人間なので、何とか力になってあげたいと思ったからです。

保釈後の西村さんの様子はどうですか。

酔っていたとはいえ、包丁を持ち出して被害者の方にけがを負わせてしまったことについて深く反省していると言っていました。保釈後、私の会社でアルバイトとして働いてもらっているのですが、休まずに仕事に励んでいますし、私の目から見ても、心を入れ替えている様子に見えます。

証人からは、西村さんに対して何かお話をされましたか。

今後酒を断って二度とこのような事件を起こさないと約束するのなら、私の会社で正式に雇ってやってもいいぞと言いました。

それに対して西村さんはどのように答えましたか。

酒はやめるし、事件も二度と起こさないと言っていました。

そのように約束したのを受けて、証人の方で西村さんを雇っていただけるのですか。

はい。私の会社で西村さんを雇い、当面は私のところに住まわせて面倒を見るつもりです。酒を飲んだり問題を起こしたりしないように、私の方でしっかり注意していきたいと思います。

山田検察官

被告人とは、10年前頃に飲み屋で知り合ってからどのような付き合いをしていたのですか。

付き合いといっても・・・たまに会って酒を飲んだりとか・・・。

たまにというのはどのくらいの頻度ですか。

決まってないけど年に二、三回くらいかなあ。

これまでに被告人をあなたの会社で雇ったことはないのですか。

ありません。

被告人からあなたの会社で使ってほしいと頼まれたこともないのですか。

ありません。

先ほど、被告人は酒さえ飲まなければ仕事は真面目にできると言われていましたが、何故そのように言えるのですか。

何故って・・・そりゃあ親しく話していればわかりますよ。現に、保釈後の西村さんは、酒をきっぱりやめて、仕事も真面目にしていますから、間違いはないと思っています。

この証人の尋問については、裁判員法65条1項本文の規定により、訴訟関係人の尋問及び供述等を記録媒体に記録した。

(宣誓書省略)

平成29年(わ)第515号		裁判所 書記官印	㊟
被告人供述調書 (この調書は、第2回公判調書と一体となるものである。)			
氏名	西村伸也	住居	
年齢		職業	

立石弁護士

昨日は、事件当時のあなたの記憶を聞きました。これからの質問は、現在のあなたの気持ちを聞いていきます。今からふりかえってみて、木田さんに包丁を突き出したことをどう思いますか。

とんでもないことをしてしまったと思います。

どうしてそんなことをしてしまったのですかね。

腹が立っていたし、酒も飲んでいたので・・・。

酒が原因ですか。

酒だけではないです。

では何がいけなかったのですか。

刃物を持ち出したことそのものが間違っていたと思います。

どうして刃物を持ち出してしまったのですか。

そうしないと負けてしまうような気がして。

どうして負けてしまうと思ったのですか。

・・・自信がなかったです。

木田さんが大きなけがをしたということについて、あなたはどのようなふうに考えていますか。

大変申し訳ないことをしたと思います。

その申し訳ないという気持ちをあなたはどのように表したいと思いましたか。

本当は医者にかかったお金とか弁償したいと思いました。

弁償しましたか。

いいえ。お金があれば弁償したいのですが、お金がありません。

弁償したいとのことですが、今後、どうやってお金を作りますか。

保釈後、成瀬さんのところで働かせてもらっているのですが、できるだけ早くまとまった金をつくって、木田さんへの弁償に充てたいと思います。

成瀬さんが証人として来てくれましたよね。

はい。

今は、アルバイトの形で成瀬さんのところで働かせてもらっているのですね。

はい。

成瀬さんがあなたを正式に雇ってもいいよというふうに言ってくれているというのは、先ほどの証言で分かりましたね。

はい。

あなたは、その成瀬さんの申出に対してどう考えていますか。

働かせてもらえるのであれば、ありがたいと思っています。住むところまでお世話になって、申し訳ないと思います。

成瀬さんの雇う際の条件に、あなたが酒をやめるというのが入っていますね。

はい、もちろんそれはやめるつもりです。

保釈後は、お酒の方はどうしていますか。

お酒は全く飲んでいません。飲みたいとも思いません。

二度とこのような事件を起こさないと誓えますか。

はい。誓います。

この被告人の質問については、裁判員法65条1項本文の規定により、訴訟関係人の質問及び供述等を記録媒体に記録した。

第 3 分 類

移送場所
及び
年月日

水戸拘置支所
平成29年7月9日

水戸地方裁判所

起訴年月日 及び 事件番号	29・6・30 平成29年(ワ)第515号		
検番号	平成29年検第1192号		
第1回 公判期日	平成29年10月16日 午 ^前 10時00分 後		
係属部	水戸地方裁判所刑事部		
収容場所 年月日	茨城県水戸警察署 留置施設 平成29年6月11日	釈放日 (保釈その他)	平成29年8月4日
接見等禁止 決定の有無	有 <input checked="" type="radio"/> 無		
事件名	殺人未遂 銃砲刀剣類所持等取締法違反		
被告人	西村伸也		
検察官	山田昌史 青山優子		
弁護人	(主任) 中島静香 立石達雄		

勾 留 状			指揮印
被 疑 者	氏 名	西 村 伸 也	㊟
	年 齢	昭和41年1月16日生	延 長
	住 居	不 定	㊟
	職 業	無 職	
被疑者に対する殺人未遂，銃砲刀剣類所持等取締法違反被疑事件について，同人を茨城県水戸警察署留置施設に勾留する。			延 長
被 疑 事 実 の 要 旨		別紙のとおり	
刑事訴訟法60条1項各号に定める事由		裏面のとおり	
有 効 期 間		平成29年 6月18日まで	
この令状は，有効期間経過後は，その執行に着手することができない。この場合には，これを当裁判所に返還しなければならない。			
平 成 2 9 年 6 月 1 1 日 水 戸 地 方 裁 判 所 裁 判 官 石 川 朋 美 ㊟			
勾 留 請 求 の 年 月 日		平成29年 6月11日	
執 行 し た 年 月 日 時 及 び 場 所		平成29年 6月11日 午後 6時 5分 水戸地方検察庁	
記 名 押 印		茨城県水戸警察署 司法警察員 巡査部長 上 田 祥 吾 ㊟	
執 行 す る こ と が で き な か っ た と き は そ の 事 由			
記 名 押 印		平 成 年 月 日	
勾 留 し た 年 月 日 時 及 び 取 扱 者		平成29年 6月11日 午後 6時20分 茨城県水戸警察署 司法警察員 巡査部長 池 山 幸 文 ㊟	

(被疑者用)

刑事訴訟法60条1項各号に定める事由	
下記の1, 2, 3号に当たる。 1 被疑者が定まった住居を有しない。 2 被疑者が罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由がある。 3 被疑者が逃亡し又は逃亡すると疑うに足りる相当な理由がある。	
勾 留 期 間 の 延 長	
延 長 期 間 平成29年 6月30日まで	延 長 期 間 平成 年 月 日 まで
理 由 参考人取調未了 被害者取調未了	理 由
平成29年 6月20日 水戸地方裁判所 裁判官 石川 朋美 ㊞	平成 年 月 日 裁判所 裁判官
勾留状を検察官に交付した年月日	勾留状を検察官に交付した年月日
平成29年 6月20日 裁判所書記官 深井 恭子 ㊞	平成 年 月 日 裁判所書記官
勾留状を被疑者に示した年月日時	勾留状を被疑者に示した年月日時
平成29年 6月20日午後 5時 3分 茨城県水戸警察署 司法警察員 巡查部長 山倉 正章 ㊞	平成 年 月 日 午 時 分

(別 紙)

被疑者は、

第1 平成29年6月9日午後11時43分頃、水戸市本田町7丁目8番9号所在のペデストリアンデッキにおいて、木田信二（当時35歳）に対し、殺意をもって、その腹部を包丁（刃体の長さ約16センチメートル）で1回突き刺したが、同人に全治まで約1か月間を要する腹部刺創、腹腔内出血、小腸損傷及び出血性ショックの傷害を負わせたにとどまり、その目的を遂げなかった

第2 業務その他正当な理由による場合でないのに、前記日時・場所において、刃体の長さ約16センチメートルの前記包丁1丁を携帯したものである。

以 上

(移送通知書 省略)

このページは白紙である。

平成29年(わ)第515号

保 釈 請 求 書

平成29年8月3日

水戸地方裁判所刑事部 裁判官 御中

被 告 人 西 村 伸 也
主任弁護人 中 島 静 香 印
弁 護 人 立 石 達 雄 印

上記被告人は、殺人未遂、銃砲刀剣類所持等取締法違反被告事件について勾留中のところ、下記の理由により保釈を請求する。

記

- 第1 はじめに
(中 略)
第6 添付書類
身柄引受書

[受付日付印省略]

平成29年(わ)第515号

身 柄 引 受 書

平成29年8月3日

水戸地方裁判所刑事部 裁判官 御中

被 告 人 西 村 伸 也

上記被告人は、殺人未遂、銃砲刀剣類所持等取締法違反被告事件について勾留中のところ、保釈を許可された場合には、私が被告人の身柄を引き受け、保釈許可の条件を守らせ、指定の期日には必ず出頭させます。

身 柄 引 受 人

住 所 茨城県水戸市光和町4丁目5番6号
氏 名 成 瀬 竜 也 印
被告人との関係 友 人

平成29年8月3日

平成29年(わ)第515号

保 釈 求 意 見

被告人 西 村 伸 也

水戸地方検察庁

検察官 青 山 優 子 殿

水戸地方裁判所刑事部

裁判官 石 川 朋 美 ⑩

被告人に対する殺人未遂，銃砲刀剣類所持等取締法違反被告事件について，別添（省略）のとおり主任弁護人中島静香及び弁護人立石達雄から保釈の請求があったので，意見を求める。

なお，不相当とするときは，具体的な理由を添えられたい。

平成29年8月4日

意 見

水戸地方裁判所刑事部 御中

水戸地方検察庁

検察官 検事 青 山 優 子 ⑩

上記保釈の請求は，不相当 と思料する。
相 当
然るべく

理 由

別紙（省略）記載のとおり

〔受付日付印省略〕

保 釈 許 可 決 定

被告人 西 村 伸 也

昭和41年1月16日生

被告人に対する殺人未遂，銃砲刀剣類所持等取締法違反被告事件について，平成29年8月3日主任弁護人中島静香及び弁護人立石達雄から保釈の請求があったので，当裁判所は，検察官の意見を聴いた上，次のとおり決定する。

主 文

被告人の保釈を許可する。

保証金額は金〇〇〇万円とする。

釈放後は，下記の指定条件を誠実に守らなければならない。これに違反したときは，保釈を取り消され，保証金も没取されることがある。

指 定 条 件

- 1 被告人は，水戸市光和町4丁目5番6号成瀬竜也方に居住しなければならない。住居を変更する必要があるときは，書面で裁判所に申し出て許可を受けなければならない。
- 2 召喚を受けたときは，必ず定められた日時に出頭しなければならない（出頭できない正当な理由があれば，前もって，その理由を明らかにして，届け出なければならない。）。
- 3 逃げ隠れしたり，証拠隠滅と思われるような行為をしてはならない。
- 4 海外旅行又は3日以上の旅をする場合には，前もって，裁判所に申し出て，許可を受けなければならない。
- 5 裁判員，補充裁判員又は選任予定裁判員に，面会，文書の送付その他の方法により接触してはならない。
- 6 木田信二，井上智久，藤本和男及び立浪光浩とは，弁護人を介する場合を除いて，面談・電話・文書その他いかなる方法によらず，一切接触してはならない。

平成29年8月4日

水戸地方裁判所刑事部

裁 判 官 石 川 朋 美 ㊞

〔検察庁への謄本送付の付記及び保釈保証金納付済の付記 省略〕

(主任弁護人への送達報告書及び被告人への郵便送達報告書〔いずれも保釈許可決定
謄本分〕並びに釈放通知書 省略)

(第4分類及び第5分類 省略)

このページは白紙である。